

平成 21 年度 財務諸表解説

2010/11/4

独立行政法人
産業技術総合研究所

1	はじめに	3
1.1	凡例	3
2	法人の概要	4
2.1	産総研のミッション	4
2.1.1	産総研の業務	4
2.1.2	本格研究の推進	4
2.2	中期目標期間	5
2.3	産総研の規模・機構	5
2.3.1	研究実施体制	5
2.3.2	会計関連業務の分担体制	6
2.4	法人の会計方針	6
3	独立行政法人の会計制度	8
3.1	政府出資	9
3.2	運営費交付金	9
3.3	施設整備費補助金	9
3.4	目的積立金	9
3.5	自己収入（受託収入等）	9
3.6	独立行政法人固有の会計処理	10
3.6.1	運営費交付金に係る会計処理	10
3.6.2	施設費に係る会計処理	10
3.6.3	自己収入（受託収入等）	10
3.6.4	特定償却資産に係る会計処理	11
3.6.5	中期目標期間最終年度における会計処理	12
4	平成 21 年度重点的推進事業	13
4.1	本格研究を実現するための研究重点化の推進予算	13
4.1.1	分野戦略を実現するための予算	13
4.1.2	分野重点化予算	13
4.1.3	融合重点化予算	13
4.1.4	産業変革研究イニシアティブ	13
4.2	産学官連携と知的財産活用の戦略的推進のための予算	13
4.2.1	特許実用化、ベンチャー創出のための予算	13
4.2.2	民間企業との受託研究・共同研究促進のための予算	13
4.2.3	特許獲得インセンティブ	14
4.3	地域センターの連携機能強化のための予算	14
4.4	産業技術に貢献する人材の育成のための予算	14
4.4.1	産総研イノベーションスクールのための予算	14
4.4.2	地域産業活性化支援事業	14
4.4.3	カーブアウト事業	14
4.4.4	高度専門技術者育成のための予算	14
4.4.5	研究情報公開データベース (RIO-DB)	14
4.4.6	国際共同研究推進のための予算	15
5	平成 21 年度決算の特記事項	16
5.1	第 2 期中期決算	16
5.1.1	運営費交付金の精算	16
5.1.2	次期中期目標期間繰越積立金と国庫納付金	16
5.2	固定資産の減損の認識	19
5.3	平成 21 年度補正予算	19
5.4	中国センターの移転整備	20
6	運営状況及び財政状態の概要	21
6.1	貸借対照表	21
6.1.1	有形固定資産	22
6.1.2	資本金及び資本剰余金	22
6.1.3	利益剰余金	22
6.2	損益計算書	24
6.2.1	経常費用	25
6.2.2	経常収益	25

6.3	キャッシュ・フロー計算書	26
6.4	行政サービス実施コスト計算書	26
7	収入及び支出決算の概要	27
7.1	収入決算	27
7.1.1	受託収入	29
7.1.2	その他の自己収入	30
7.2	支出決算	31

1 はじめに

独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資するため、旧工業技術院に置かれていた 15 の試験研究所及び旧通商産業省に置かれていた計量教習所を統合し、平成 13 年 4 月に発足した。

中央省庁等改革基本法（平成 10 年 6 月 12 日 法律第 103 号）において、独立行政法人は業務の実施にあたって「効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自立性、自発性及び透明性」を備えるべく制度設計されており、独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 103 号、以下「通則法」という。）に基づき、毎事業年度財務諸表を作成し、これを公表しなければならないとされている。

独立行政法人の財務諸表は、第一に当該法人の業務の遂行状況についての適確な把握に資すること、第二に当該法人の業務の適正な評価に資するため、独立行政法人会計基準に従って作成される。

ただし、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算を前提としないなどの独立行政法人の特殊性を考慮して、独立行政法人会計基準は企業会計原則に必要な修正が加えられたものとなっており、その結果、通常業務を行った場合には基本的

には損益がフラットになるように設計されている。

このため、損益計算書は企業のように経営成績ではなく運営状況を表すものとされており、研究開発型¹の独立行政法人である産総研においても同様である。

以上のように財務諸表の解釈に留意すべき点があるとしても、そこに表れる運営状況ないし財政状態は国民への説明責任を果たすのみならず、経営上も有用な情報である。本書はこの目的のため、産総研の平成 21 年度財務諸表に解説を加え、財務指標等の分析を試み、会計情報を活用して業務運営の効率化の推進に資するために執筆された。

1.1 凡例

- ① 本文中においては、断りのない限り表示桁未満を四捨五入。
- ② 図表においては、断りのない限り各項目の表示桁未満を四捨五入するため、合計と一致しないことがある。

¹ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年 6 月 11 日 法律第 63 号）別表に掲げられる 32 独立行政法人を指す。



2 法人の概要

産総研は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とし（独立行政法人産業技術総合研究所法（平成 11 年 2 月 22 日 法律第 203 号、以下「産総研法」という。）第 3 条）、平成 13 年 4 月に旧工業技術院の研究所等を統合して発足した、国内最大級の公的研究機関である。

2.1 産総研のミッション

2.1.1 産総研の業務

産総研の業務の範囲は、産総研法第 11 条第 1 項各号に以下のとおり定められている。

- ① 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。（第 1 号業務）
- ② 地質の調査を行うこと。（第 2 号業務）
- ③ 計量の標準を設定すること、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと並びに計量に関する教習を行うこと。（第 3 号業務）
- ④ 前三号の業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。（第 4 号業務）
- ⑤ 産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）第 2 条第 2 項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を促進すること。
- ⑥ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

これらの業務をそれぞれ、第 1 号業務、第 2 号業務のように呼ぶことがあり、支出に係るセグメントも原則としてこの分類に従っている²。（図 1）

また、同条第 2 項では計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 148 条第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査を行うことが規定されている。

これら産総研が実施する業務の方法は、独立行政法人産業技術総合研究所業務方法書（以下、「業務方法書」という）に定められており、例えば第 1 号業務（鉱工業の科学技術に関する研究及び開発）の方法の一つとして、受託研究（第 4 条）や共同研究（第 6 条）を実施することができる。

² 第 5 号業務に関しては、各支出に密接不可分に含まれていることから、特別なセグメントは設けていない。また、第 6 号業務は法人共通業務である。

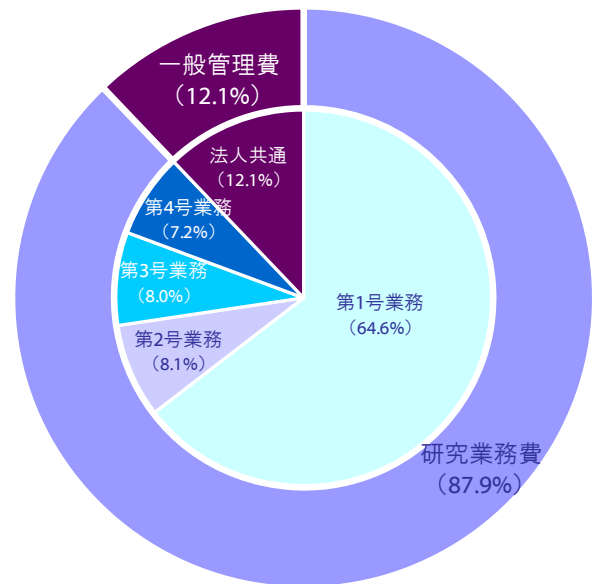


図 1 事業費用のセグメント別内訳

2.1.2 本格研究の推進

産総研では、未知現象より新たな知識の発見・解明を目指す研究を「第 1 種基礎研究」、経済・社会ニーズへ対応するために異なる分野の知識を幅広く選択、融合・適用する研究を「第 2 種基礎研究」と位置付け、「第 2 種基礎研究」を軸に、「第 1 種基礎研究」から「製品化研究」に至る連続的な研究を「本格研究」として推進している。

定義	活動
「第 1 種基礎研究」 未知現象を観察、実験、理論計算により普遍的な理論（法則、原理、定理など）を発見、解明、形成するための研究をいう。	発見・解明
「第 2 種基礎研究」 特定の経済的・社会的な必要性（ニーズ）のために、既に確立された複数の普遍的な知識（理論、法則、原理、定理など）を組合せ、観察、実験、理論計算を繰り返し、その手法と結果に規則性や普遍性のある知見及び目的を実現する具体的道筋を導き出す研究をいう。	融合・適用
「製品化研究」 第 1 種基礎研究、第 2 種基礎研究及び実際の経験から得た成果と知識を利用し、発明された新しい材料、装置、製品、システム、工程、サービスの事業化可能性を工学的かつ社会経済学的アプローチで具体的に検討する。	実用化

2.2 中期目標期間

平成 21 年度は、産総研の第 2 期の中期目標期間の最終年度にあたる。第 2 期の開始時には、産総研は公務員型から非公務員型の独立行政法人に移行した。

第1期	平成 13 年度 ~ 平成 16 年度
第2期	平成 17 年度 ~ 平成 21 年度

なお、各事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである（通則法第 36 条）。

2.3 産総研の規模・機構

(1) 収入・人員の規模

産総研の平成 21 年度の収入決算額は 1,140 億円、うち 666 億円（58.2%）を所管府省である経済産業省からの運営費交付金に依存する。また、法人の財産的基礎を築くための同省からの施設整備費補助金は 163 億円（14.3%）であり、その他受託収入等（以下、「自己収入」という。）が 298 億円（26.1%）、中国センター移転整備のための関西センター扇町サイト売却収入が 16 億円（1.4%）、目的積立金取崩額が 0.5 億円（0.05%）である。〔7.1 参照〕

常勤職員数は平成 21 年 4 月 1 日現在で 3,103 名を擁し、研究職員 2,408 名（77.6%）及び事務職員 695 名（22.4%）から構成される。

(2) 全国の研究拠点（地域センター）

産総研は、主たる事務所たる東京本部を東京都千代田区に置き、東京本部の業務を支援する事務所たるつくば本部を茨城県つくば市に置く。

研究を行う拠点（地域センター）は全国に 9 つ設置しており、各地域の産業の特性や政策の方向性を考慮しつつ、我が国全体の発展に資することを目的としている（図 2）。

平成 20 年 4 月 1 日現在、法人の総敷地面積は 241 万 m²、総延床面積は 74 万 m²である。



図 2 全国の研究拠点（地域センター）

2.3.1 研究実施体制

(1) 研究ユニット

産総研の研究実施単位は研究ユニットであり、平成 21 年 4 月 1 日現在で研究センター 23、研究部門 22、研究ラボ 2 を設置し、社会的要請の変化に応えた機動的な組織の見直しを図っている。

研究センター	<ul style="list-style-type: none"> 重要課題解決に向けた短期集中的研究展開（最長 7 年） 研究資源（予算、人、スペース）の優先投入 トップダウン型マネージメント
研究部門	<ul style="list-style-type: none"> 一定の継続性をもった研究展開とシーズ発掘 ボトムアップ型テーマ提言 長のリーダーシップによるマネージメント
研究ラボ	<ul style="list-style-type: none"> 異分野融合の促進、行政ニーズへの機動的対応 新しい研究センター、研究部門の立ち上げに向けた研究推進

(2) 研究分野

産総研の研究分野はライフサイエンス、情報通信・エレクトロニクス、ナノテクノロジー・材料・製造、環境・エネルギー、地質、標準・計測の 6 つにわたる（図 3）。各研究ユニットは、いずれかの分野に所属する。

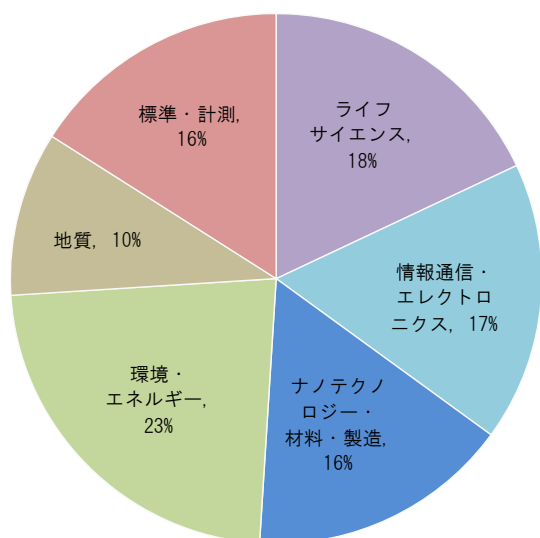


図 3 研究分野別の研究職員構成 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

2.3.2 会計関連業務の分担体制

産総研の調達 (契約)、経理、資産管理等の会計業務は、つくばセンターの財務会計部門 (図 4) 及び工事・工事関連役務等の契約に関しては研究環境整備部門、他の各地域センターにおいては研究業務推進部門の研究業務推進部会計室ないし研究業務推進室等 (図 5) で分担している。また、受託研究等の契約に関しては、国内機関との契約を産学官連携推進部門、外国機関との契約を国際部門が担っている。

運営費交付金等に係る所内予算は企画本部及びイノベーション推進室が中心となって立案し、理事会

に諮った後、財務会計部門が配賦し、執行する (図 6)。

執行部門と分離したコンプライアンス推進本部はこれら会計関連業務を俯瞰し、リスク管理等の業務を担うとともに、同本部監査室は財務監査等の内部監査に加え、監事が行う監査の支援を行っている。

2.4 法人の会計方針

運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用

費用が発生したときに、その費用の額と同額の運営費交付金債務を運営費交付金収益に振り替える。(運営費交付金財源により、利益又は損失が生ずることはない。)

減価償却の会計処理方法

定額法を採用

引当金の計上基準

貸倒引当金

個別に回収可能性を検討し計上

賞与引当金・退職給付引当金

受託研究費等の自己収入を財源とする場合には引当金を計上

運営費交付金を財源とする場合には引当金は計上せず注記

消費税等の会計処理

税抜き方式による

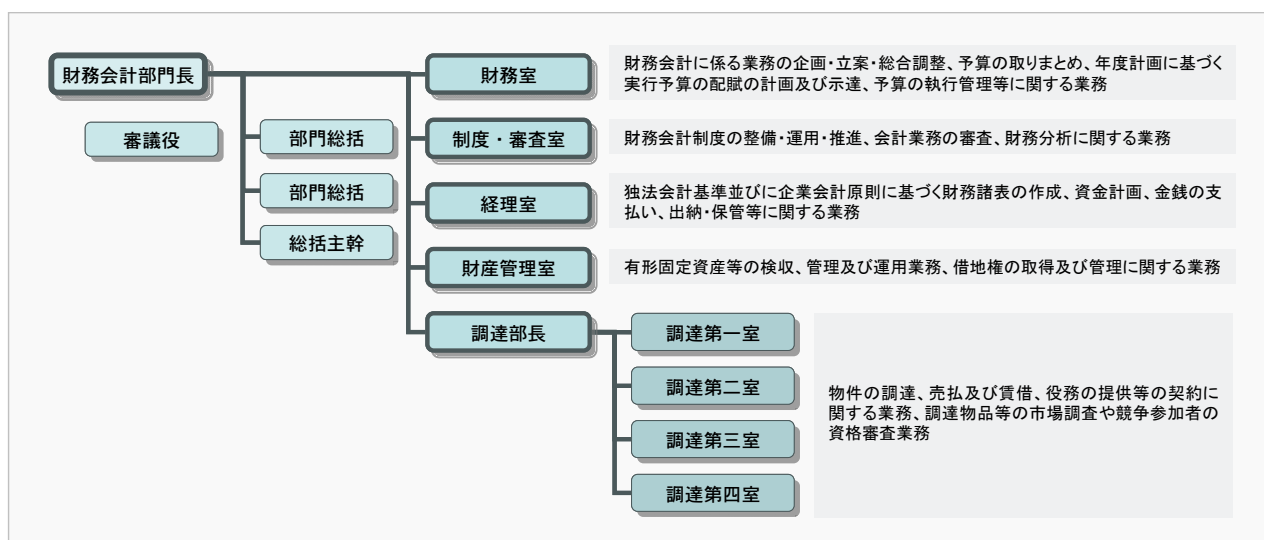


図 4 財務会計部門の組織

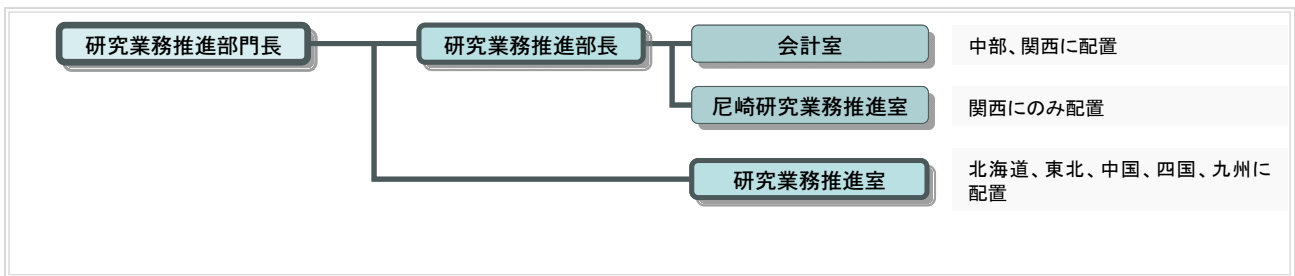


図 5 地域センターの会計組織

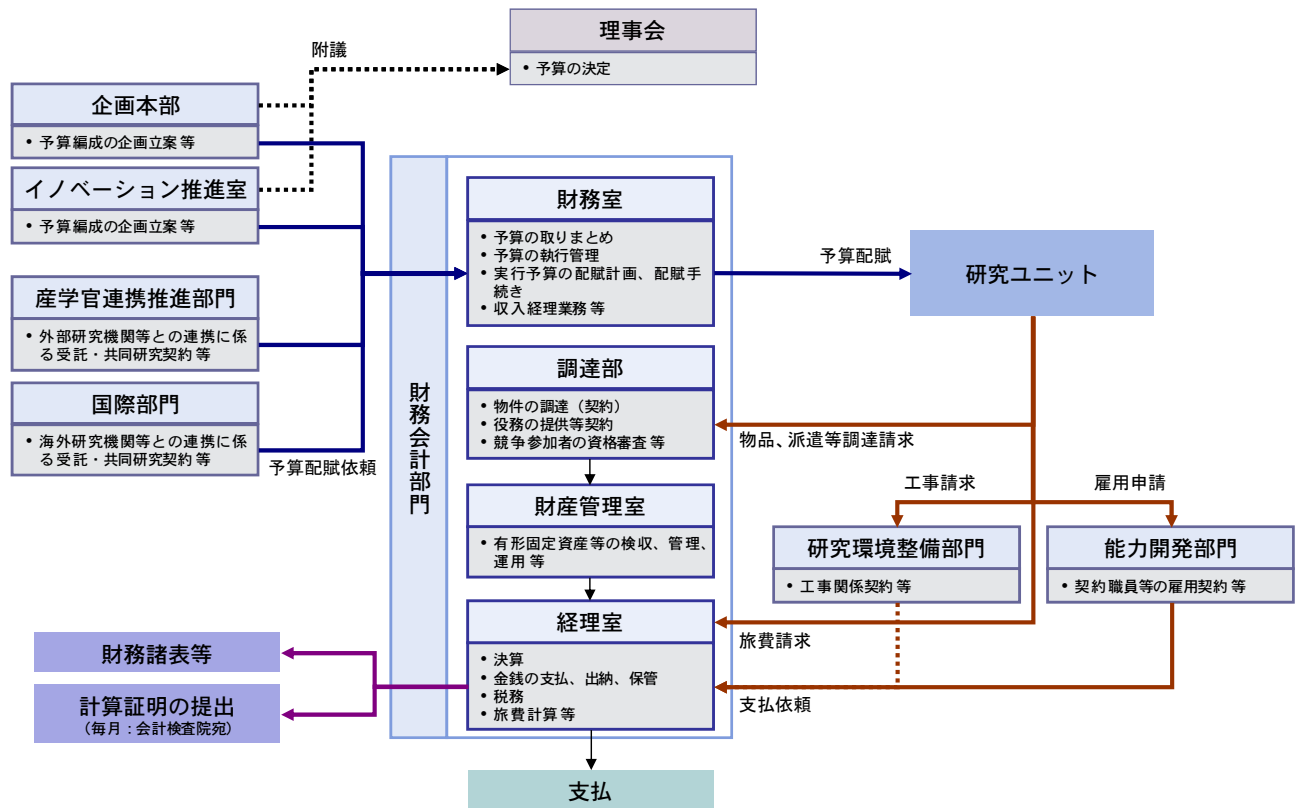


図 6 予算執行の流れ

3 独立行政法人の会計制度

独立行政法人の主務大臣は、通則法に基づき、3年以上5年以下の期間において当該法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下、「中期目標」という。)を定め、当該独立行政法人に指示する(第29条)。独立行政法人は、中期目標の指示を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下、「中期計画」という)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない(第30条)。

主務大臣は中期目標期間の終了時には、この評価委員会の意見を聴きつつ、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じる(同第35条)。

以上のように、独立行政法人の業務運営は中期目標期間を単位としていることに鑑み、独立行政法人の会計にあっては、事業年度のみならず中期目標期間を単位とする会計処理が規定されている。

(1) 独立行政法人の会計基準

独立行政法人の会計は、主務省令の定めるところにより、原則として企業会計原則による(通則法第37条)。

産総研の会計については、独立行政法人産業技術総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(経済産業省令第108号、以下「産総研財会省令」という。)の定めるところによる。同令に定め

ない事項に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものと規定されているが(同令第8条第1項)、同基準に優先して、平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準(以下、「独法会計基準」という)の適用を受ける(同第3項)。

平成 21 年度適用の独法会計基準の主な改訂

第 80 注記

- ・ 金融商品の時価等
- ・ 賃貸等不動産の時価等

(2) 財務諸表の作成及び監査

独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下、「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三ヶ月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない(通則法第38条)。

また、独立行政法人は、財務諸表等について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならない(同第39条)。また、会計監査人は主務大臣が選任する(同第40条)。(図7)

平成21年度における産総研の財務諸表等は、経済産業大臣が選任した、あずさ監査法人が会計監査人として監査した。

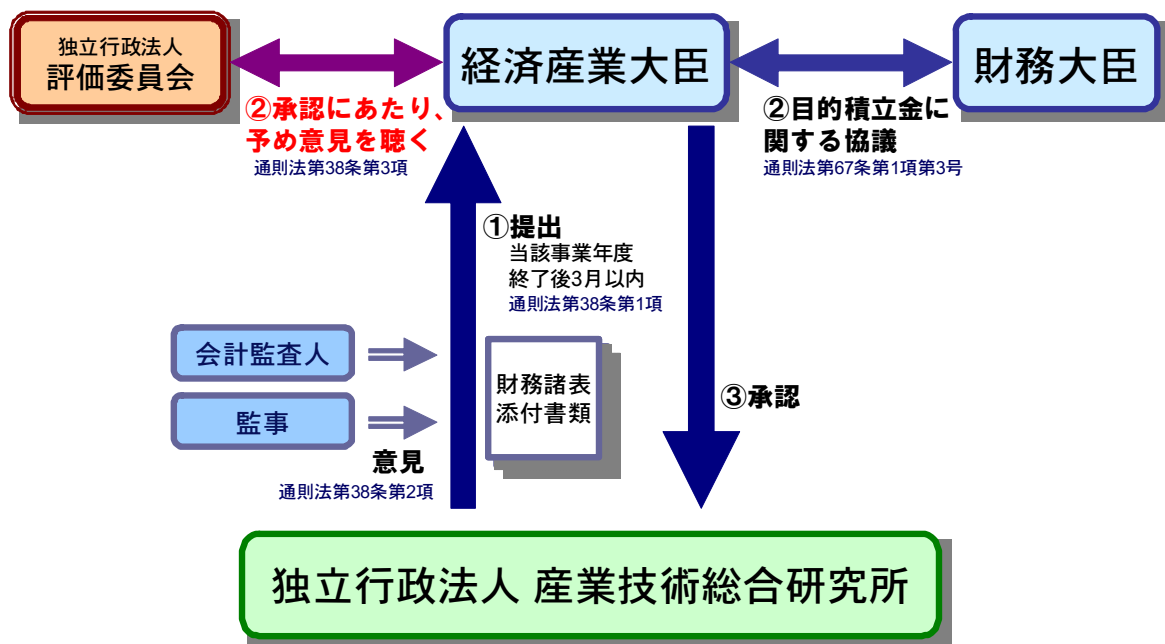


図 7 財務諸表等の提出と承認に係る手続き

(3) 会計検査院の検査（計算証明指定）

産総研の資本金の全額は政府出資〔3.1 参照〕であり、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 22 条第 5 号の「国が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人」にあたり、同条に基づき産総研の会計は会計検査院の検査を必要とする。

このため、産総研は計算証明規則（昭和 27 年会計検査院規則第 3 号）に基づく指定を受け、中期計画、年度計画及び財務諸表等を毎年度ないし変更の度に提出するとともに、合計残高試算表等を毎月、会計検査院に提出することとされている。（同法第 24 条）

3.1 政府出資

独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない（通則法第 8 条第 1 項）。このため、政府は必要であると認めるときは、個別法で定めるところにより各独立行政法人に出資することができる（同第 2 項）。

平成 22 年 3 月 31 日現在、産総研法第 6 条に基づく出資金は、第 1 項（附則第 5 条に基づく国からの土地、建物等の承継資産）及び第 2 項（附則第 6 条に基づく研究所の成立の時点で建設中であつた建物等の国からの追加出資）に基づく現物出資の計、2,861 億円である。

なお、独立行政法人は個別設置法の規定に基づき、民間や地方公共団体から出資を受け業務を実施する場合があるが、産総研は該当しない。

3.2 運営費交付金

政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる（通則法第 46 条）。

運営費交付金は、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 中央省庁等改革推進本部）において、いわば「渡しきりの交付金」として措置されるものであり、例えば一項一目を立て、用途の内訳は特定せず、国の事前の関与を受けることなく予定の用途以外の用途に充てることとされている。また、中期目標期間内にあつては翌年度に当年度の残余を繰り越すことができる。〔3.6.1 参照〕

平成 21 年度において、国から産総研に運営費として交付された金額は 666 億円である。〔7.1 参照〕

平成 21 年度一般会計予算 経済産業省

- | | |
|-----|-----------------------|
| (項) | 独立行政法人産業技術総合研究所運営費 |
| (目) | 独立行政法人産業技術総合研究所運営費交付金 |

3.3 施設整備費補助金

「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 中央省庁等改革推進本部）では、独立行政法人の施設費等に係る経費であつて、国の予算において公債発行対象経費であるものについては、運営費交付金とは別に措置するとされている。

平成 21 年度において、国から産総研に補助金として交付された施設費は 163 億円である。〔7.1 参照〕

平成 21 年度一般会計予算 経済産業省

- | | |
|-----|-------------------------|
| (項) | 独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費 |
| (目) | 独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費補助金 |

なお、施設費で固定資産を取得した場合、特定償却資産である場合は同額を資本剰余金に計上し、独法の財産的基礎を構成する。〔3.6.2、3.6.4 参照〕

3.4 目的積立金

独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ（通則法第 44 条第 1 項）、なお残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を中期計画における剰余金の使途に充てることとされている（同第 3 項）。これを「目的積立金」又は「3 項積立金」という。

なお、目的積立金とされない場合には、その残余の額を積立金として整理しなければならない（同第 1 項）。この積立金を「1 項積立金」という。

産総研の第 2 期中期計画における剰余金が発生したときの使途は以下のとおりである。

- 用地の取得
- 施設の新営及び増改築
- 任期付職員の新規雇用 等

目的積立金は財務諸表において、貸借対照表における純資産の部の利益剰余金において、使途ごとに適切な名称を付した積立金に区分して表示する（独法会計基準第 58-3）。産総研においては、「研究施設等整備積立金」の名称で表示しており、平成 22 年 3 月 31 日現在で 3.5 億円である。〔6.1.3 参照〕

なお、この研究施設等整備積立金は、産総研法第 12 条に基づき、安全対策及び省エネルギー推進のための施設整備の財源として、第 3 期へ繰り越すことを主務大臣に認められた。〔5.1 参照〕

3.5 自己収入（受託収入等）

産総研は、業務方法書により受託研究や共同研究を実施することができる〔2.1.1 参照〕。このため、産総研は委託者や共同研究相手方と契約を締結し、当該研究開発に必要な経費を自己収入として得ることができる。また、第 3 号業務においては、計量法

第 166 条及び第 168 条の 2 に規定する特定計量器の検定、型式承認、特定標準器による校正等の事務に当たり、適正な対価の支払いを受けることができる（業務方法書第 17 条）。

このように、産総研は運営費交付金や施設整備費補助金以外に、自己収入をもって研究開発等を実施している。

3.6 独立行政法人固有の会計処理

3.6.1 運営費交付金に係る会計処理

法人は運営費交付金の交付を受けた場合、負債である運営費交付金債務としてこれを整理する（独法会計基準第 81-1）。

産総研では、研究における達成度や進捗度について客観的な基準を設けることが困難であるため、運営費交付金の収益化は費用進行基準を採用している。従って、運営費交付金債務は各々の取引において費用が発生したときに同額を取り崩して収益化するため、中期目標期間中は運営費交付金に由来する収益は発生しない。また、固定資産を取得したときは、運営費交付金債務を取得価格と同額の「資産見返運営費交付金」（負債）に振り替え、減価償却費に伴いこれを取り崩して「資産見返運営費交付金戻入」（収益）に振り替えるため、利益又は損失は発生しない（会計基準第 81-4）。（図 8）

運営費交付金債務の残余は中期目標期間内においては翌年度にこれを繰り越すことができるが、中期目標期間最終年度の期末処理において全額収益化することとされている（独法会計基準第 81-3）。

平成 21 年度は第 2 期中期目標期間の最終年度であることから、期末処理において 15 億円の運営費交付金債務を収益に振り替えた。〔5.1 参照〕

3.6.2 施設費に係る会計処理

独立行政法人が施設費を受領したときは、相当額を預り施設費として整理し、施設費で固定資産を取得した場合、当該資産が非償却資産又は特定償却資産〔3.6.4 参照〕である場合には、固定資産の取得費に相当する額を預り施設費から資本剰余金に振り替え、独法の財産的基礎を構成する（独法会計基準第 82）。〔3.3 参照〕

3.6.3 自己収入（受託収入等）

① 当該中期目標期間

受託収入は事業終了時に収益計上するが、取得した固定資産のうち減価償却費を除き当年度の費用とはならないため、固定資産取得年度においてはその簿価相当が利益となる。一方で、翌年度以降には当該固定資産の減価償却費計上に伴う損失が発生する。このため、固定資産取得時の利益を「積立金」（通則法第 44 条第 1 項）とし、翌年度以降の減価償却で発生した損失の補填に充てる（通則法第 44 条第 2 項）。（図 9）

② 次期中期目標期間

中期目標期間最終年度における、自己財源で取得した固定資産の簿価に相当する積立金は、産総研法第 12 条に基づいて主務大臣の承認を受けて次期に繰り越し、翌中期目標期間において、この「前中期目標期間繰越積立金」を減価償却費の発生に伴って取り崩すため、利益又は損失は発生しない。（図 10）

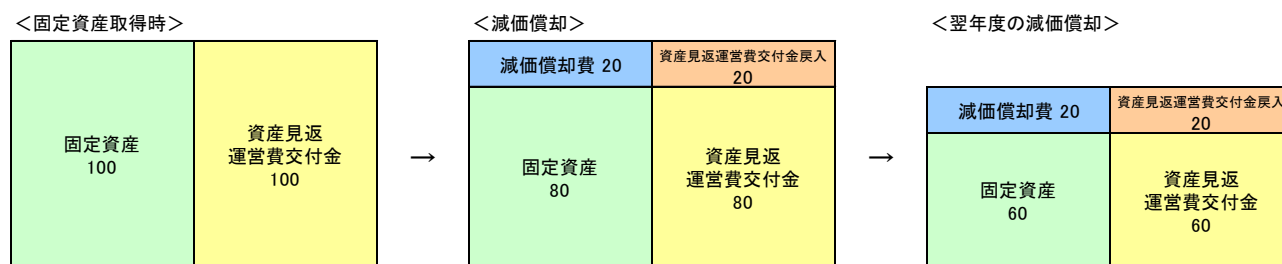


図 8 運営費交付金で取得した資産の減価償却

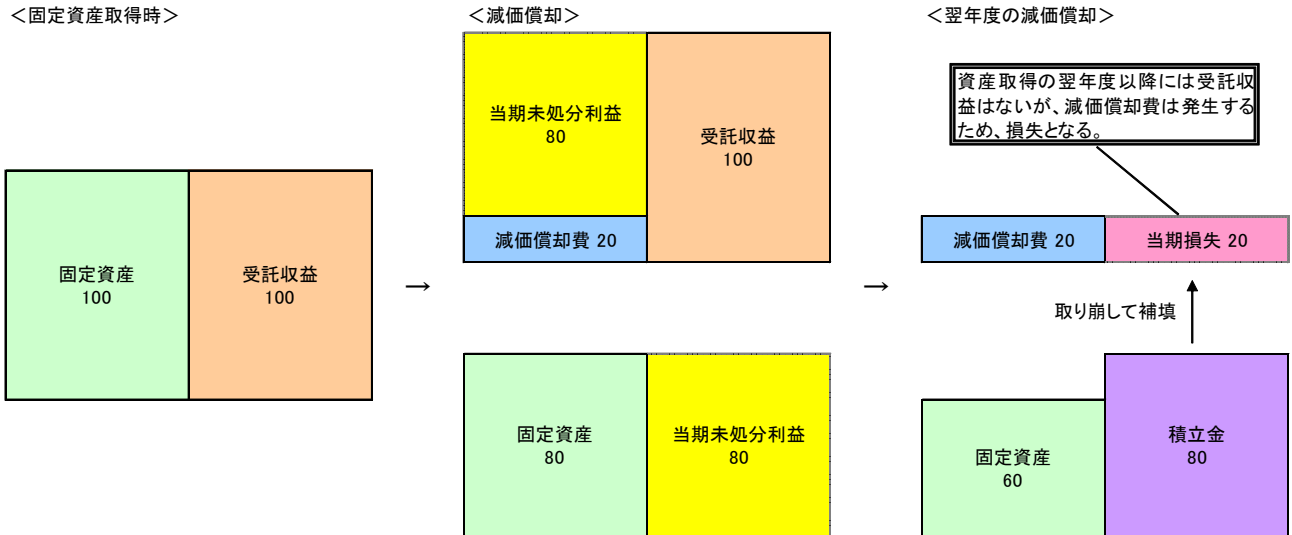


図 9 自己収入で取得した資産の減価償却 (当該中期目標期間)

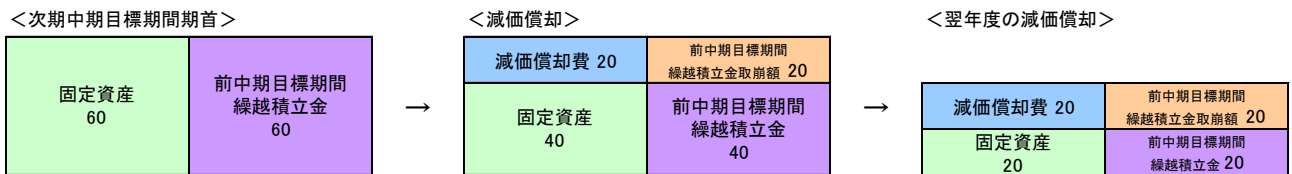


図 10 自己収入で取得した資産の減価償却 (次期中期目標期間)

3.6.4 特定償却資産に係る会計処理

独立行政法人が固定資産を取得するに当たっては、国は国有財産の現物出資 [3.1] あるいは施設費の交付 [3.3] 等を行うことができるものとされている。

一方で、業務運営の財源を運営費交付金 [3.2] に依存することになる独立行政法人においては、これらの固定資産の減価を、運営費交付金ないしその他の収益で充当することが必ずしも予定されておらず、独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることができる。

このため、独立行政法人が保有する資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないも

のとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額することとされている（独法会計基準第 87、産総研財会省令第 9 条）。

従って、特定償却資産の減価は損益計算書には表れないが、資本剰余金に損益外減価償却累計額としてマイナス計上されるほか、附属明細書においてその明細を記載することとされている（独法会計基準第 79）。（図 11） [6.1.2 参照]

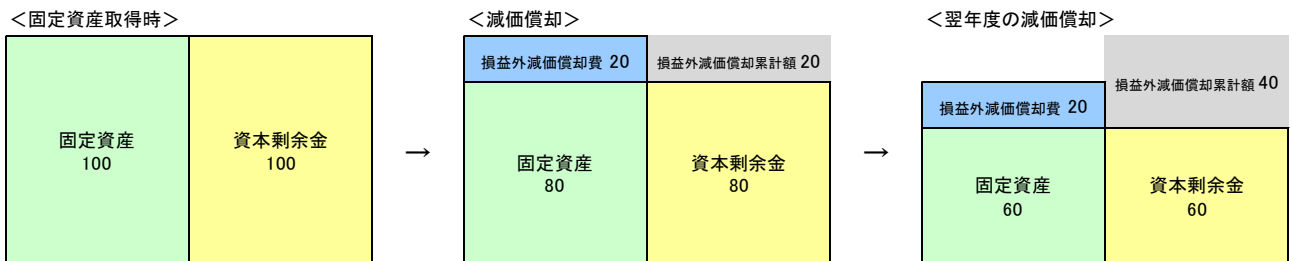


図 11 特定償却資産の減価償却

3.6.5 中期目標期間最終年度における会計処理

独立行政法人の中期目標期間の最後の事業年度においては、当期末処分利益は積立金として整理しなければならない（独法会計基準第 96）。また、目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金が残っている場合にも、積立金に振り替えなければならない（同）。

産総研は、この積立金のうち、経済産業大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標期間における業務の財源に充てることができる（産総研法第 12 条第 1

項）。この金額は次期中期目標期間においては、前中期目標期間繰越積立金として計上する。なお、繰越承認額を差し引いた積立金の残余があるときには、国庫に納付しなければならない（同条第 3 項）。（図 12）

平成 21 年度、即ち第 2 期中期目標期間最後の決算においては、振替後の積立金 187 億円のうち、168 億円が次期中期目標期間繰越積立金として承認され、残余の 19 億円余を国庫に納付した。〔5.1 参照〕

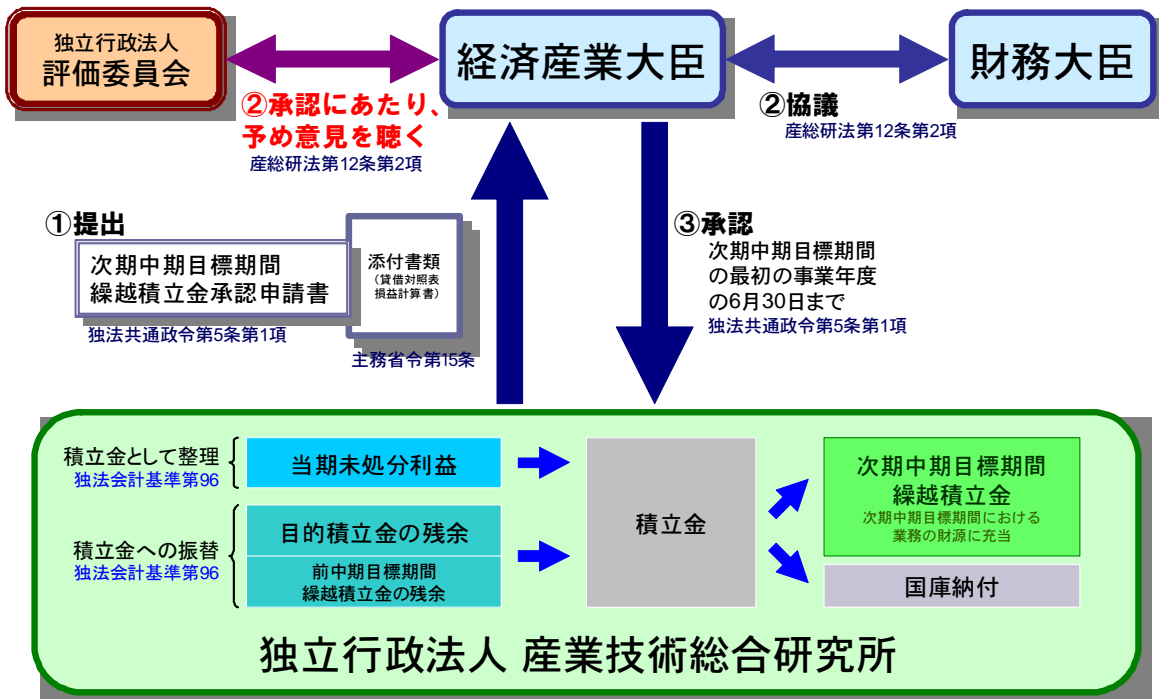


図 12 中期目標期間最終年度における積立金の処分に係る手続き

4 平成 21 年度重点的推進事業

4.1 本格研究を実現するための研究重点化の推進予算

産総研のアイデンティティを発揮するための本格研究実施のための予算を措置。平成 21 年度に投入した予算額等は以下のとおりである。

4.1.1 分野戦略を実現するための予算

(1) ハイテクものづくり予算

産総研開発技術シーズの技術移転の後押し、及び研究者の第 2 種基礎研究に向けた意識改革を目的として、ハイテク性があり、企業や社会に大きなインパクトを与えるプロトタイプを作成する課題を採択した。

平成 21 年度は、継続課題 7 件を採択し、1.2 億円を投入した。

(2) 工業標準化予算

産総研の研究開発成果の普及に資するため、社会ニーズ及び行政からの要請を反映しつつ、工業標準（JIS、ISO、IEC、国際的なフォーラム等の規格）を作成することを目的とした研究を行う。

平成 21 年度は、26 件の標準基盤研究テーマを採択し、1.2 億円を投入した。

4.1.2 分野重点化予算

研究分野の重点研究を加速推進するため、分野における中核的な重点研究を対象とし、研究ユニットに研究予算を交付した。

平成 21 年度は、172 課題を選定し、36.7 億円を投入した。

4.1.3 融合重点化予算

産総研の総合力を機動的に発揮し社会の要請に応じていくため、分野を越えて取り組む研究、分野融合研究を対象として、研究ユニットに研究予算を交付した。

平成 21 年度は、9 課題を選定し、4.5 億円を投入した。

4.1.4 産業変革研究イニシアティブ

イノベーションハブ戦略を実現することを目的に、技術の「悪夢」を乗り越えて新産業の創成を実現する新しい産学官連携の仕組みとして創設。産業界からの参画がある連携プロジェクトのうち、新産業創成へのシナリオの明確性、社会へのメッセージ性の観点から課題を選定し研究予算を交付した。

平成 21 年度は、継続課題 2 件、新規課題 1 件を採択し、7 億円を投入した。

4.2 産学官連携と知的財産活用の戦略的推進のための予算

産学官連携と知的財産活用の戦略的推進のための予算を措置。平成 21 年度に実施した概要、件数、予算額は以下のとおりである。

4.2.1 特許実用化、ベンチャー創出のための予算

獲得した特許を製品に結びつけるために必要な追加的研究、ベンチャー創出を目指した事業化研究、ベンチャー立ち上げに貢献した研究ユニットに対するインセンティブ等のための予算を措置した。平成 21 年度に実施した施策の概要、課題数、予算額等は以下のとおりである。

(1) 特許実用化を促進するための共同研究開発

産総研が保有する特許を企業が実施することを前提に必要な追加実験や応用研究を企業と共同で取り組み、技術移転を一層促進させるための特許実用化共同研究を所内公募し、特許実用化のために実施予定企業と共同で研究開発を進める。また、産総研単独知財の群化により技術移転を促進するため IP インテグレーション事業を実施する。

平成 21 年度は、14 件の特許実用化共同研究実施に 2.0 億円、3 件の特許実用化促進のための試作品作成支援に 0.1 億円。また、IP インテグレーション事業として 1 課題に 0.1 億円を交付した。

(2) ベンチャー創出を促進するための予算

産総研の研究成果を活用した成功確率の高いベンチャー企業の創出のため、プロジェクトチーム（スタートアップ開発戦略タスクフォース）を組織し、研究成果を創出した研究者とビジネス人材（スタートアップ・アドバイザー）が共同で、2 年間の事業化活動に取り組む。また、法務・財務等の専門家とのコンサルタント契約を結び、自発的にベンチャー創出に取り組む研究者を支援するための環境を整える。また、ベンチャー創出の取り組みの実績をあげた研究ユニットに対して、インセンティブ予算の配賦を行う。

平成 21 年度は、ベンチャー創出を促進するための予算として、5.0 億円を投入した。タスクフォースは、新規 4 件、継続および延長 8 件の合計 12 件実施した。この結果、平成 21 年度末までに、タスクフォース発の産総研技術移転ベンチャーを累計 36 社創出した。なお、タスクフォースを経ない創出数も含めた産総研技術移転ベンチャーの総数は平成 21 年度末で累計 102 社となった。

4.2.2 民間企業との受託研究・共同研究促進のための予算

民間への技術移転を加速するため、民間からの受託研究・共同研究促進のための予算を措置した。具

体的には、民間企業等から資金提供を受けて研究開発を行い、実用化を目指すことを推奨するため、資金提供額に応じて研究ユニット・テーマに研究費（資金的支援、追加的支援）を付与する。

平成 21 年度は受託研究及び共同研究促進のための研究費として、16.4 億円を投入した。

4.2.3 特許獲得インセンティブ

特許獲得のためのインセンティブ予算を措置した。具体的には、特許実施料、情報開示料等の産総研の知的財産権をもとに得られた収入に対して、知的財産権確立に関与した研究員が所属する研究ユニットに交付する。交付額は、ランニングフィーに対しては収入額の 5 倍、実施契約に係わる一時金に対しては収入額の 2 倍、情報開示料、オプション契約料、MTA 有料契約、侵害対応契約等に係わる収入に対しては収入額と同額を交付する。

平成 21 年度は特許獲得のためのインセンティブとして、4.4 億円を投入した。

4.3 地域センターの連携機能強化のための予算

地域の技術特性を踏まえた高いレベルの研究を推進する研究拠点として、将来の地域産業に結びつくシーズに関する F S 研究を行う予算のほか、研究環境整備、産業クラスター関連協議会への参加等、地域連携強化に向けた活動のための予算を各地域センターに配賦した。特に、地域産学官連携拠点（イノベーション・ハブ）としての機能の充実を目的として、企業支援のためのリエゾン機能を果たすサテライトを活用した中小企業支援の高度化、産業界及び大学・公的研究機関との Network of Excellence のハブとなる連携活動の促進を加速させる産学官コーディネート機能の強化、などに向けた予算も配賦した。さらに、大企業・中小企業との連携推進のためのシンポジウム、セミナーの開催、公設研との連携による全国の中小企業支援を推進するための職員交流・研修の実施のための予算を交付した。

平成 21 年度は、3.5 億円を投入した。

4.4 産業技術に貢献する人材の育成のための予算

6. I・1 (3)「成果の社会への発信と普及」に既述のように、人材交流も含めた産業界と連携の下、産業界で即戦力となる高度な実用化研究のスキルを持った人材を供給するために必要となる施策、事業に対して予算を措置した。平成 21 年度に実施した概要、予算額等は以下のとおりである。

4.4.1 産総研イノベーションスクールのための予算

産総研特別研究員（1号職員）を対象として、産業界と連携した On-the-Job-Training (OJT) 等により特定の専門分野についての高度な知見を有しつつ、より広い視野をもち異なる分野の専門家と協力するコミュニケーション能力や協調性を有し、産業界に貢献できる人材を育成する事業。

平成 21 年度は、2 期生（4 月開講）67 名、3 期生（8 月開講）71 名対象に実施し、20.8 億円を交付した。

4.4.2 地域産業活性化支援事業

地域中小企業競争力の強化・産業振興支援を目的として、産総研内に地域中小企業ニーズを取り込み、産総研が保有する技術を活用して課題解決のために研究開発を行う事業。そのため、地域の経済・産業事情および中小企業ニーズに精通する公設研研究者を招聘するとともに、必要に応じて中小企業技術者を加え、ニーズに応じた製品化のための調査・研究を共同実施するための予算を交付する。

平成 21 年度は、0.2 億円を交付した。

4.4.3 カーブアウト事業

企業の研究者をチーム単位で産総研に受け入れ、産総研の施設や人材と共に研究を行い、研究成果を市場に結びつけること、また、研究成果を市場につなげる過程において技術経営力の強化に寄与する人材も育成することを目的として事業を実施した。平成 21 年度においては、さらに「スタートアップ開発戦略タスクフォース」を適用することにより強化を図り、0.2 億円を投入した。

4.4.4 高度専門技術者育成のための予算

諸外国に比して遅れている研究開発における分析、解析、実験技術等の研究支援体制の整備を図るため、専門性の高い研究支援技術の習得を目指す技術者を産総研で実施する産学共同プロジェクト、重点研究プロジェクト等に研究補助者として参画させ、育成計画に基づいて高い専門技術を有する技術者に育成する事業。また、この育成事業においては、専門技術に関する基礎知識のほか、安全管理、知的財産などに関する専門研修及び講習も併せて実施するが、これに必要となる予算を技術者の育成を担当する研究ユニットに交付する。

平成 21 年度は、3.5 億円を交付した。

4.4.5 研究情報公開データベース (RIO-DB)

産業技術総合研究所では、工業技術院時代のものを含む多くの研究開発プロジェクトで蓄積された研究成果、実験・計測データ、関連科学情報等を社会基盤として幅広く普及し、新しい産業の創出を促進

することにより、経済構造の改革を推進するため、インターネットを利用するマルチメディア活用型の研究情報公開データベース (RIO-DB) の構築を図っている。構築されたデータベースは、先端情報計算センターを通じて国内外に広く公開している。

平成 21 年度は、8.0 億円を投入した。

4.4.6 国際共同研究推進のための予算

包括的研究協力覚書（締結先：インド、タイ、中国、韓国等）に基づく国際共同研究の実現に向けた具体的計画に対し、当該共同研究立ち上げの資金として、実施研究ユニットに予算を交付する。

平成 21 年度は 0.42 億円を交付した。

5 平成 21 年度決算の特記事項

5.1 第 2 期中期決算

平成 21 年度は第 2 期中期目標期間（平成 17～21 年度）の最終年度であり、通則法等に基づく運営費交付金の精算、積立金に係る次期中期目標期間への繰越及び残余分の国庫納付を行った。（図 13）〔3.6.5 参照〕

運営費交付金債務の期末残高 15 億円の全額を収益に振り替えた結果〔5.1.1 参照〕、当期末処分利益は 13 億円となった。

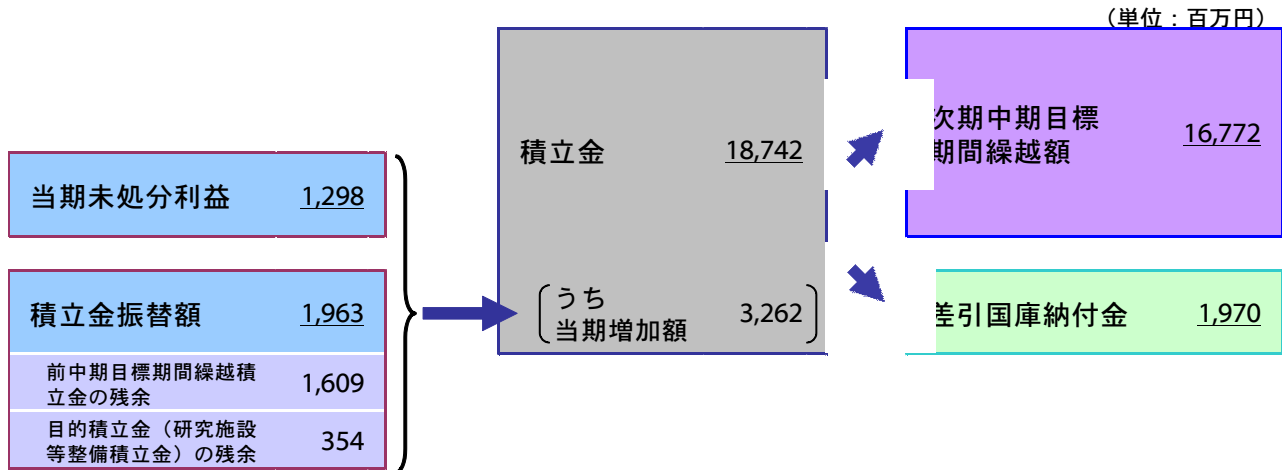


図 13 第 2 期中期目標期間最終年度決算（積立金の処分）の概要

5.1.1 運営費交付金の精算

独立行政法人は毎年度運営費交付金の交付を受け、交付された場合には運営費交付金債務に整理するが、中期目標期間中の運営費交付金債務は翌年度に繰越することが認められている。〔3.6.1 参照〕

産総研は費用進行基準を採用しているため、中期目標期間中に運営費交付金による利益又は損失が発生することはないが、平成 21 年度は第 2 期中期目標期間最終年度のため、期末の残高 15 億円の全額を収益に振り替えた。

なお、この振替額を中期目標期間中の総交付額で除した精算収益化率は 0.5%で、第 1 期終了時の全独法平均 1.6%³よりも低い。（図 14）

5.1.2 次期中期目標期間繰越積立金と国庫納付金

第 3 期中期目標期間の業務の財源に充てるため、繰越積立金として承認された額は以下①～③の計、167.7 億円である。

- ① 研究施設等整備等整備積立金（目的積立金）の期末残高（3.5 億円）

この当期末処分利益 13 億円に、前期中期目標期間繰越積立金の残余 16 億円、目的積立金（研究施設等積立金）の残余 4 億円、前期までの積立金 155 億円を加えた、利益剰余金の全額 187 億円を積立金に振り替え、うち 168 億円が次期中期目標期間の繰越額として主務大臣に承認された。〔5.1.2 参照〕

なお、168 億円のうち大部分（162 億円）は自己収入で取得した固定資産の簿価と見合いの積立金で、現金で保有しているものではない。

第 3 期中期計画において掲げた「安全衛生及び周辺環境への配慮」における安全対策、省エネルギーの推進対策を実施するにあたり、固定資産を取得し又は費用が発生したときに、取り崩すべき積立金の財源とするもの。

- ② 自己財源で取得した固定資産の減価償却後の簿価相当額（161.6 億円）（図 16）

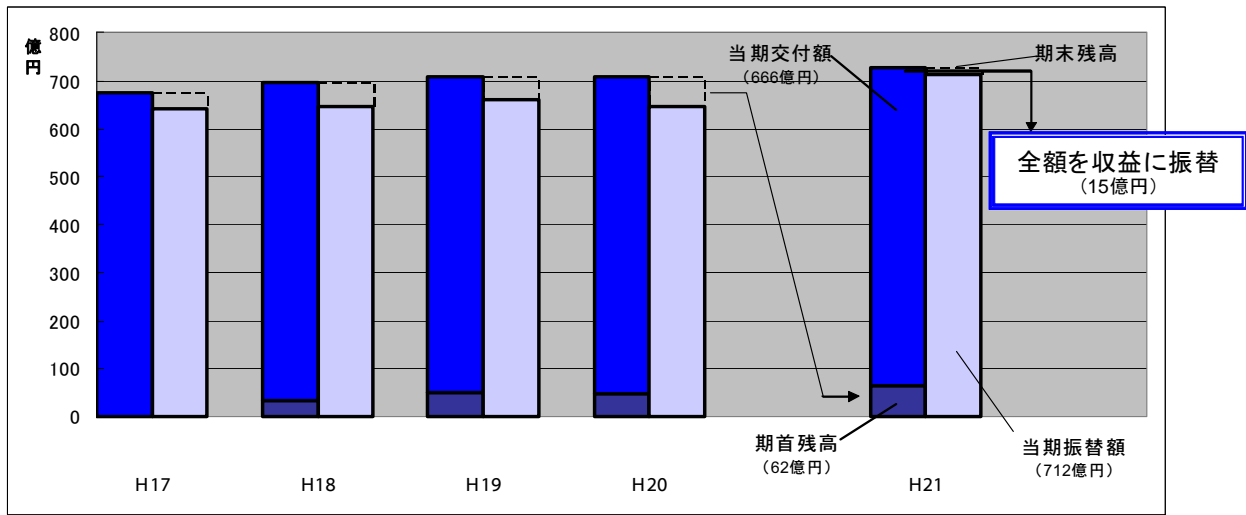
第 1 期及び第 2 期中期目標期間において自己財源で取得した固定資産の減価償却後の簿価に相当する金額であり、第 3 期中期目標期間において当該固定資産の減価償却費が費用計上されることに伴い欠損が生じたときに、取り崩すべき積立金の財源とするもの。

- ③ 外国雑誌等の前払費用の額（2.5 億円）

第 3 期中期目標期間において当該前払費用が費用計上されることに伴い欠損が生じたときに、取り崩すべき積立金の財源とするもの。

この積立金繰越の結果、差引 19.7 億円を国庫に納付した。（図 15）

³ 「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計検査の結果について」（平成 20 年 11 月 会計検査院）



$$\text{精算収益化率(\%)} = \frac{\text{精算収益化額 } 15\text{億円}}{\text{中期目標期間総交付額 } 3,320\text{億円}}$$

$$= 0.5\%$$
 <参考>全独法精算収益化率平均(第1期) = 1.6%

図 14 運営費交付金債務の推移 (第 2 期)

平成22年3月31日現在
(単位:百万円)

↑ 現金 ↓	研究施設等積立金 (目的積立金) 354	当期末処分利益 (運営費交付金) 1,512	当期末処分利益 (自己収入※1) 242	積立金(1号) [キャッシュ] 468
↑ 固 定 資 産 ↓	前中期目標期間繰越積立金 1,609	積立金(1号)※2 [非キャッシュ] 14,556		

↓

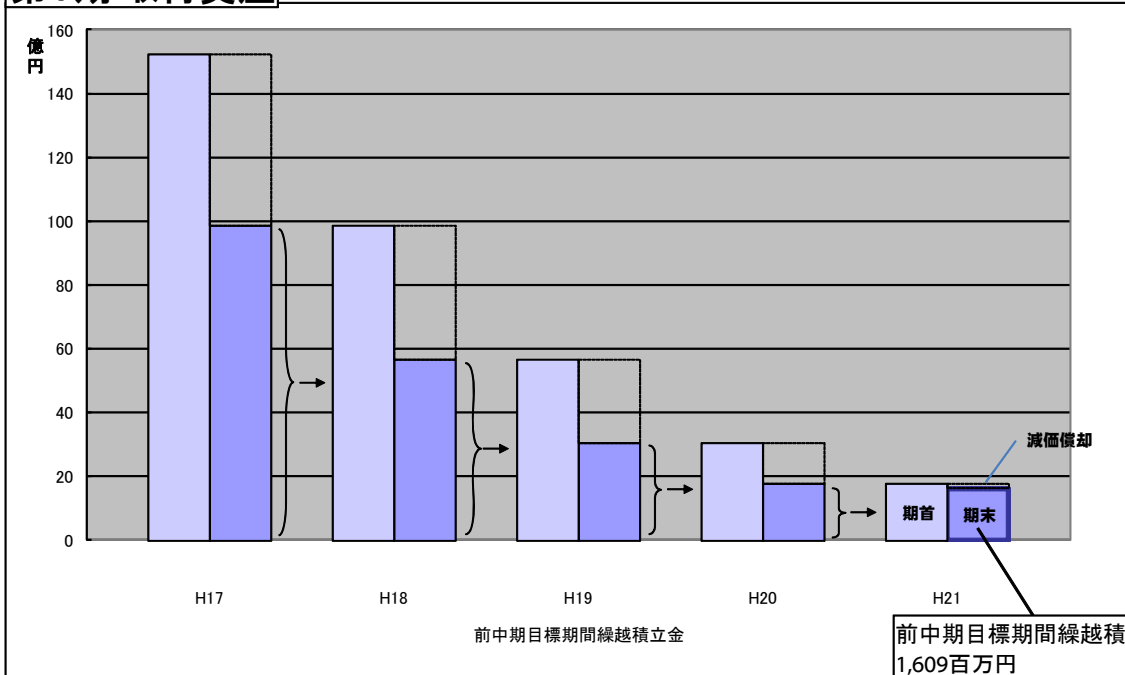
(単位:百万円)

↑ 現金 ↓	①省エネ推進及び安全確保のための施設整備財源 354	②前払費用 253	第2期中期決算に基づく国庫納付金 1,970
↑ 固 定 資 産 ↓	③自己収入で取得した固定資産の簿価【図17参照】 16,165		

次期中期目標期間繰越積立金
 (①+②+③) = 16,772

図 15 平成 21 年度利益剰余金と第 2 期中決算に基づく国庫納付金との関係

第1期 取得資産



次期中期目標期間(第3期)に
繰り越して減価償却
[簿価相当額 16,165百万円]

第2期 取得資産

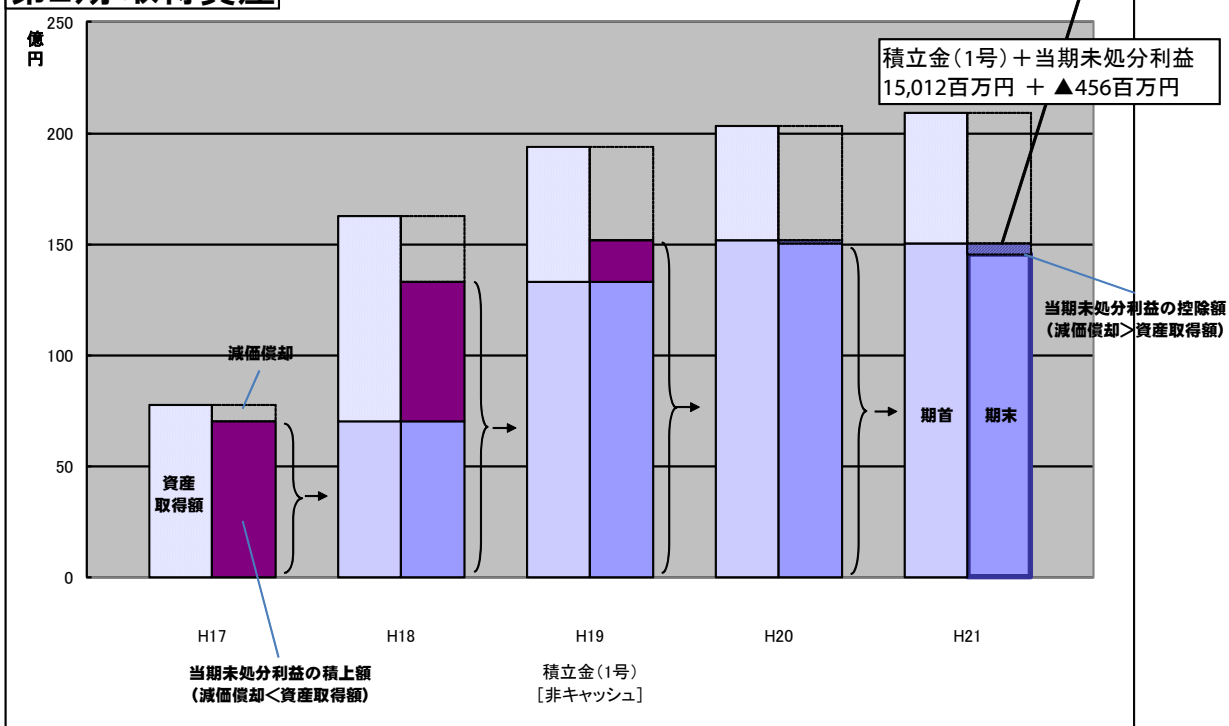


図 16 自己収入で取得した資産の簿価推移(第2期)と次期中期目標期間繰越積立金における簿価相当額

5.2 固定資産の減損の認識

中部センター瀬戸サイトの敷地(12,327 m²)は、市場価格が 50%以上下落したため、減損を認識。不動産鑑定評価額に基づき、減損前 8.1 億円に対し 4.8 億円減損し、簿価を 3.3 億円とした。(図 18)

5.3 平成 21 年度補正予算

深刻度を増す世界金融危機と戦後最大の世界同時不況を背景に、「経済危機対策」(平成 21 年 4 月 10 日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)が決定されたことを受け、平成 21 年度補正予算(第 1 号)が平成 21 年 4 月 27 日に第 171 回国会に提出され、5 月 29 日に政府案どおり成立した。

同補正予算においては経済危機対策の一環として、運営費交付金の「産業技術総合研究所共同研究支援事業」及び施設整備費補助金の「ナノテク研究開発拠点の整備」等の事業を実施することとなっていたが、「平成 21 年度第 1 次補正予算の執行の見直しについて」(平成 21 年 10 月 16 日閣議決定)を受け、その執行を停止。執行停止額は

平成 22 年 1 月 28 日に成立した平成 21 年度補正予算(第 2 号)で修正減額されることとなった。(図 17)

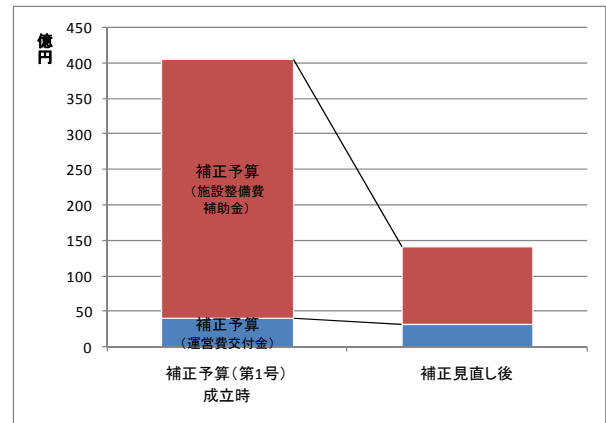


図 17 第 1 次補正予算の執行の見直し



図 18 中部センター瀬戸サイトの位置

5.4 中国センターの移転整備

産総研・中国センターにおいて、大学や政府機関、企業等との連携の下、バイオマスエネルギー利用技術開発による持続成長可能な地球社会の実現と、そのための国際人材育成事業を展開するため、広島県呉市から同東広島市に移転し、新たな研究機能を整備する「中国センターの移転整備に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を平成 19 年 8 月 9 日に決定した。

本移転整備に必要な財源とするため、産総研は以下の重要な資産を売却。また、目的積立金を充

当して平成 22 年 4 月に東広島市（広島中央サイエンスパーク）への移転を完了した。（図 19）

- ① 中国センターの土地
（広島県呉市、96,335m²）
平成 20 年度売却 40 億円
- ② 関西センター大阪扇町サイトの土地
（大阪府大阪市、2,318m²）
平成 21 年度売却 16 億円



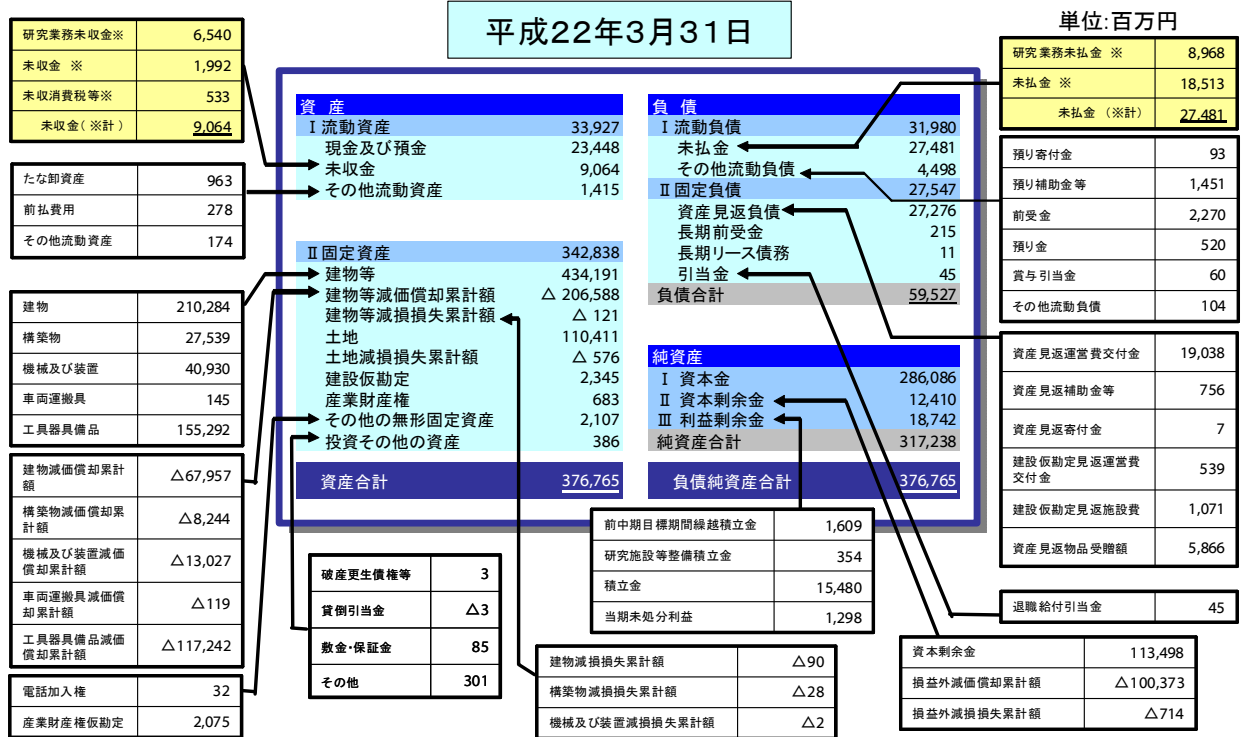
図 19 新中国センターの外観と位置

6 運営状況及び財政状態の概要

6.1 貸借対照表

産総研の資産 3,768 億円のうち、有形固定資産は 3,397 億円と大部分 (90.2%) を占める。対し、純資産である資本金と資本剰余金の計は 2,985 億

円であり、有形固定資産の大部分は政府出資又は施設整備費補助金の交付により取得した建物、土地等である。(図 20) [3.1、3.3、3.6.2、3.6.4 参照]



[注]金額欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数においては合計と一致しないものがある。

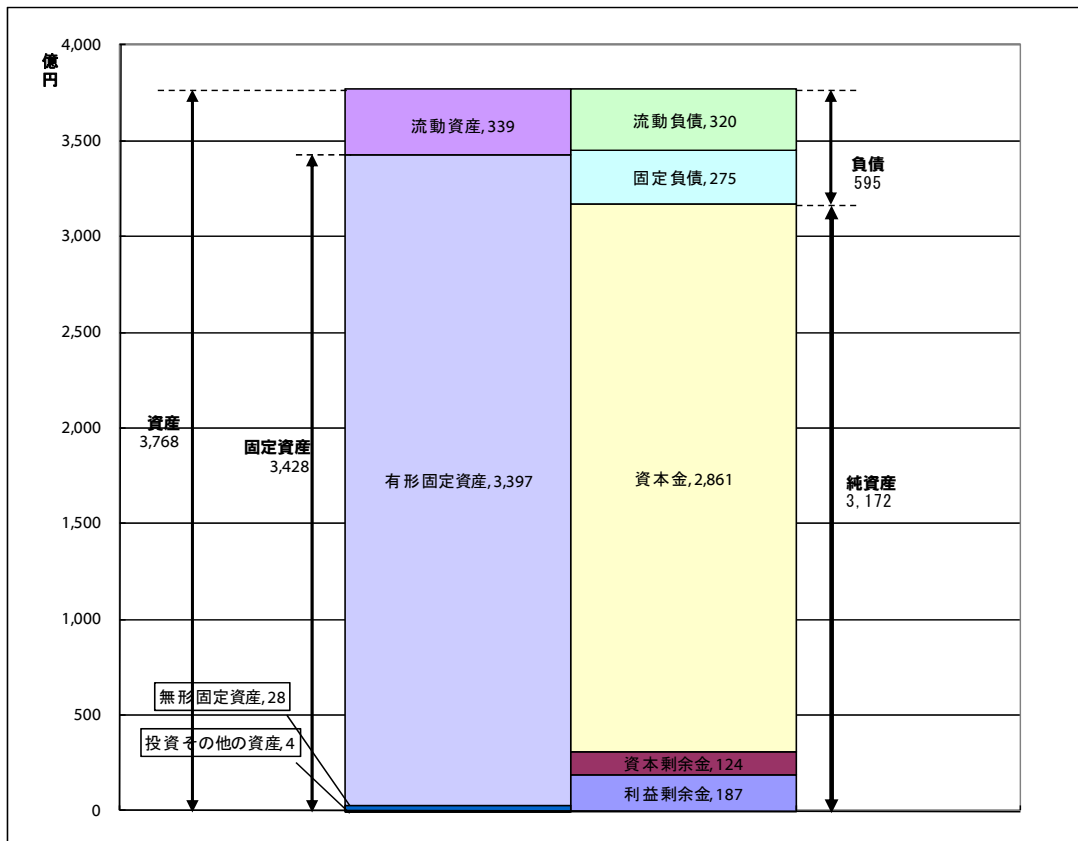


図 20 平成 21 年度貸借対照表の概要

6.1.1 有形固定資産

産総研の有形固定資産は平成 22 年 3 月 31 日現在、3,397 億円であり、建物が 1,422 億円 (42%)、土地が 1,098 億円 (32%) と太宗を占める。(図 21)

資産価額に着目すると、産総研は第 1 期に、建物や工具器具備品等の資産を集中的に取得して研究インフラを整備し、第 2 期においては部分的にそれらを更新しつつ、インフラを拡充してきたと言える (図 23)。

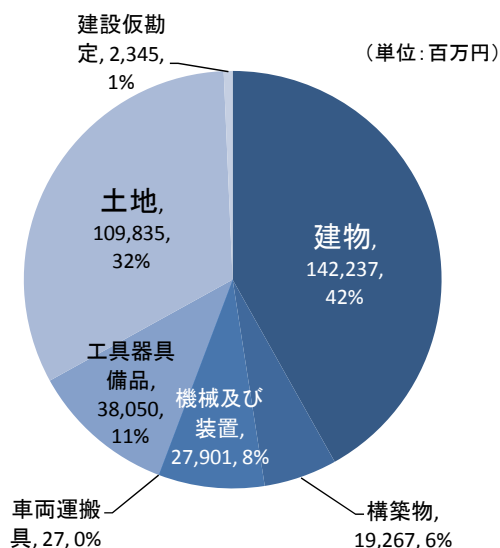


図 21 平成 21 年度有形固定資産の内訳

6.1.2 資本金及び資本剰余金

産総研の財産的基礎は、政府出資 [3.1 参照] 及び施設整備費補助金 [3.3 参照] 等で取得した固定資産で構成される。これらの資産の簿価相当額は純資産の部の資本金及び資本剰余金において表示される。[3.6.4 参照]

出資資産の減価償却分は資本剰余金の損益外減価償却累計額に控除項目として表示するため、財産的基礎は資本金と資本剰余金の合算額として把握できる。なお、産総研においては、平成 13 年度補正予算による施設整備と追加出資により平成 16 年度に最大となって以降、償却等により平成 20 年度まで逡減したが、平成 21 年度は補正予算による施設整備 [5.3 参照] 等により、微増した。(図 24)

6.1.3 利益剰余金

産総研の平成 21 年度利益剰余金 187 億円のうち、162 億円 (86.3%) は自己収入で取得した資産の簿価である。(図 22、図 25) [5.1 参照]

独法の利益剰余金は中期目標期間を単位として精算される。産総研においては、第 2 期から第 3 期に上述の簿価相当額を含め 168 億円を繰り越し、差引 19 億円余を国庫に納付した。[3.6.5、5.1 参照]

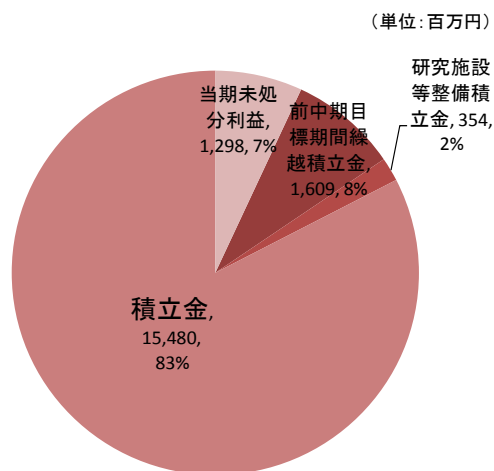


図 22 平成 21 年度利益剰余金の内訳

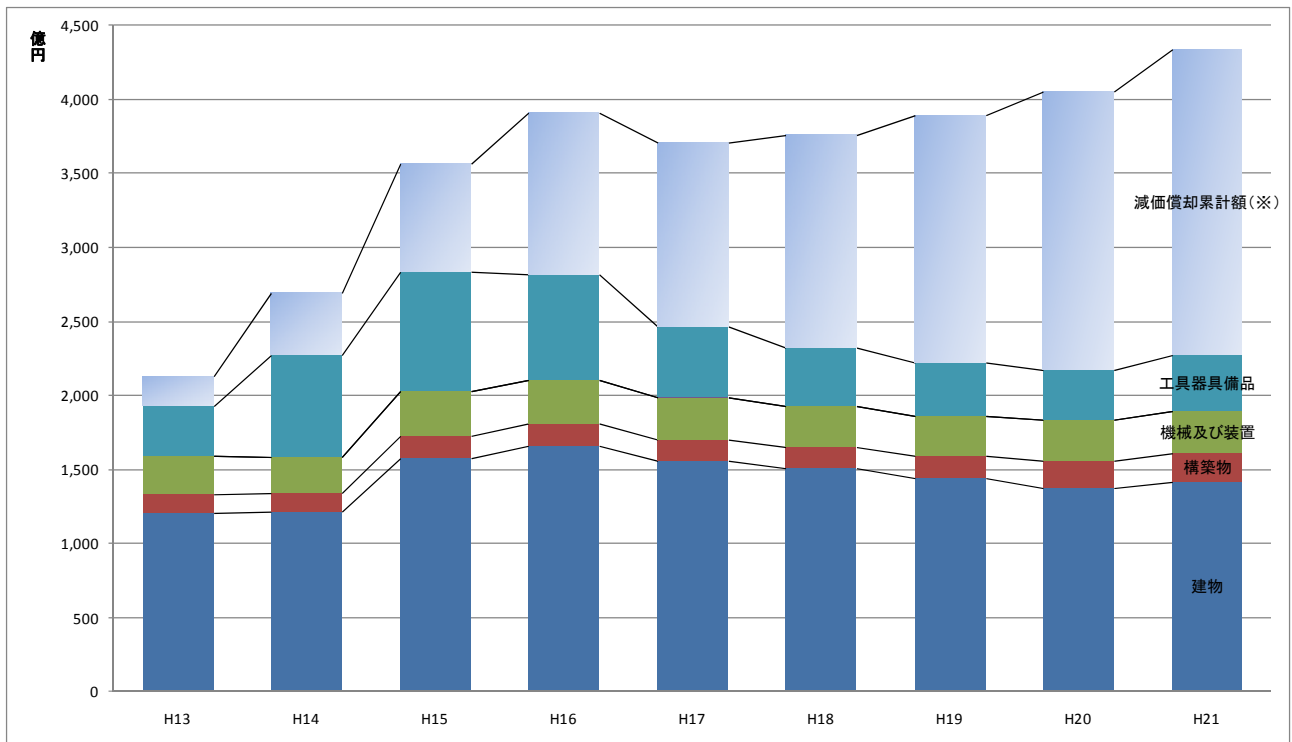


図 23 有形固定資産の推移
(※ 減価償却累計額には減損損失累計額を含む)

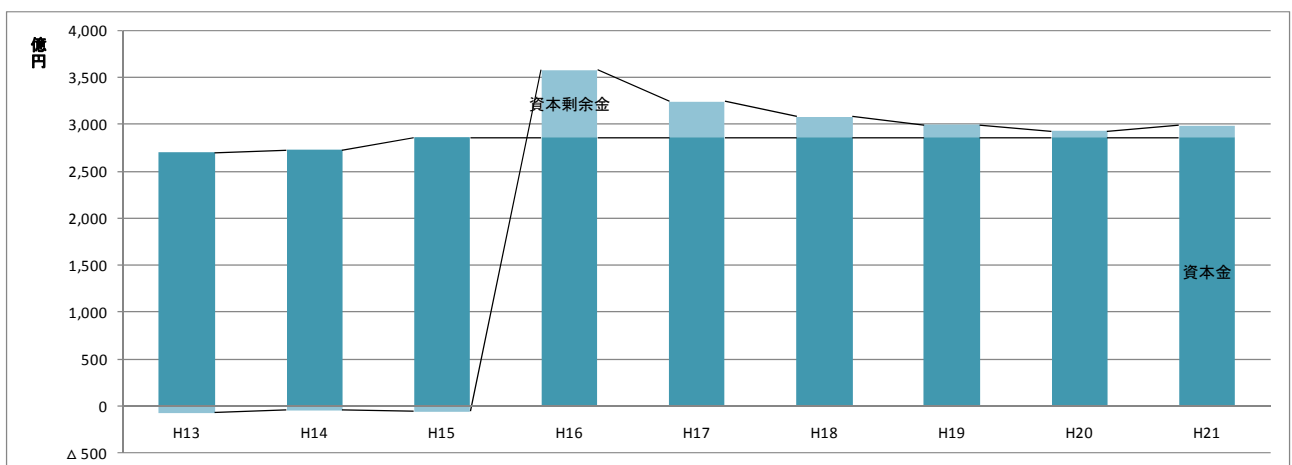


図 24 資本金及び資本剰余金の推移

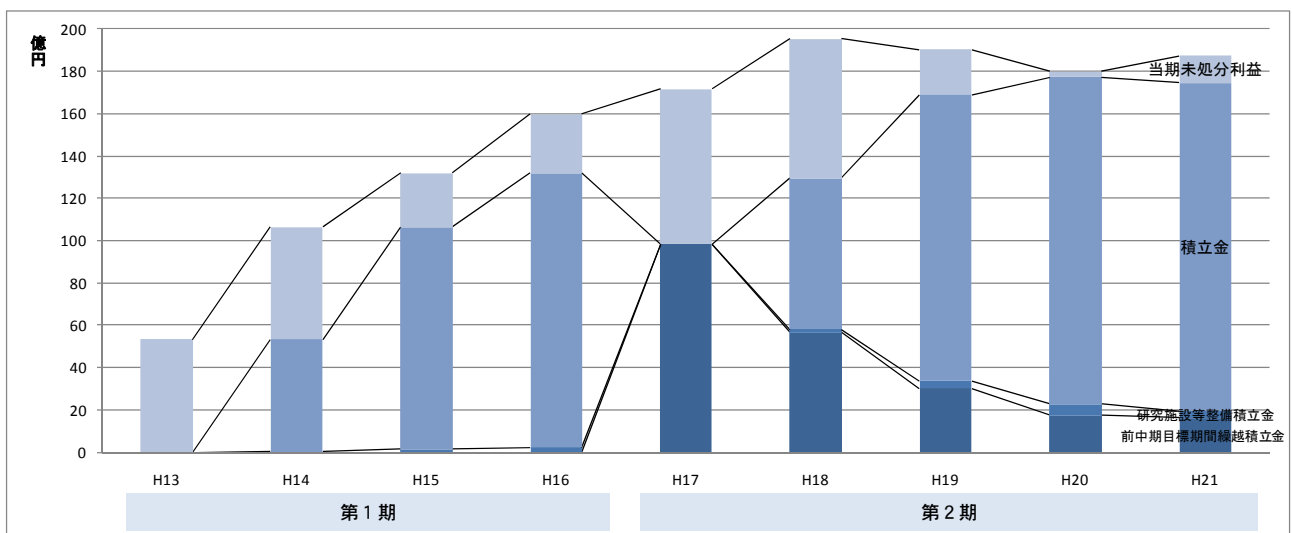


図 25 利益剰余金の推移

6.2.1 経常費用

平成 21 年度の経常費用 958 億円のうち、研究業務費は 842 億円（88%）、一般管理費は 116 億円（12%）である。研究業務費においては、人件費（394 億円）が 41%を占める。（図 27）

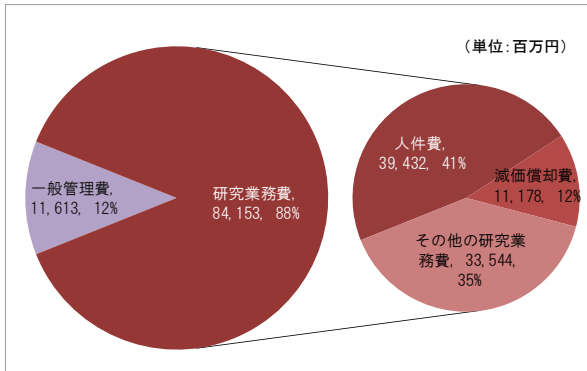


図 27 平成 21 年度経常費用の内訳

なお、その他の研究業務費には、例えば消耗品費 80 億円、技術委託費 43 億円が含まれる。

第 2 期においては、業務効率化を図り、研究業務費に対する一般管理費の割合を低下させてきている。（図 28）

6.2.2 経常収益

経常収益は収入決算額の構造〔7.1 参照〕に似るが、資産見返負債を計上する運営費交付金等の財源については実際の収入額ではなく、減価償却費や除却見合の収益額が計上されている。

平成 21 年度において、運営費交付金収益が増大しているのは、第 2 期中期目標期間最終年度のため、期末の残余を収益に振り替えたことが主因である。（図 29）〔5.1.1 参照〕

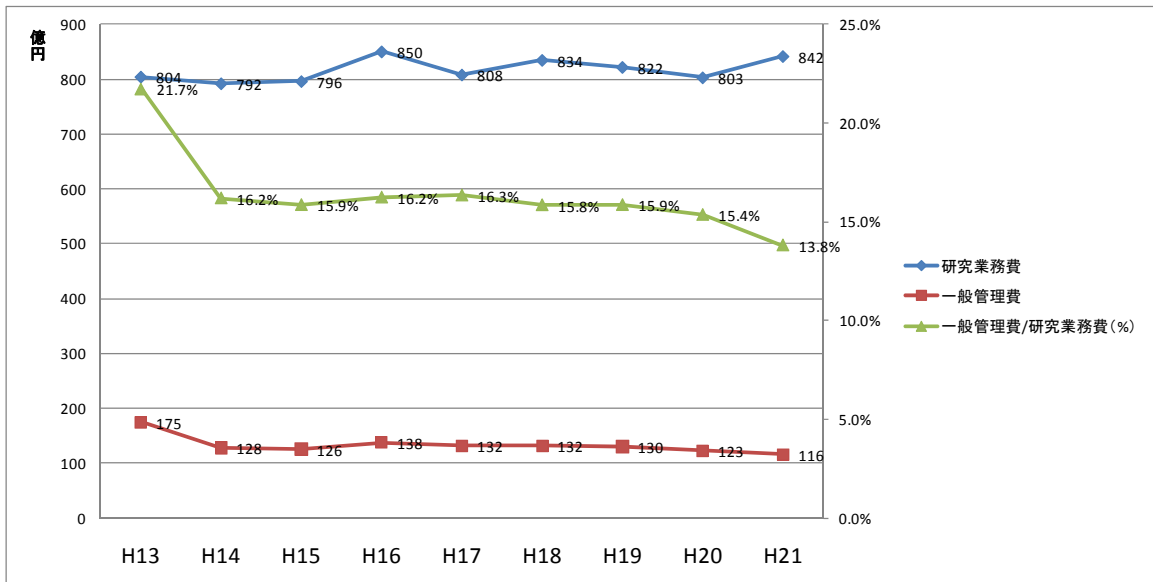


図 28 一般管理費/研究業務費の推移

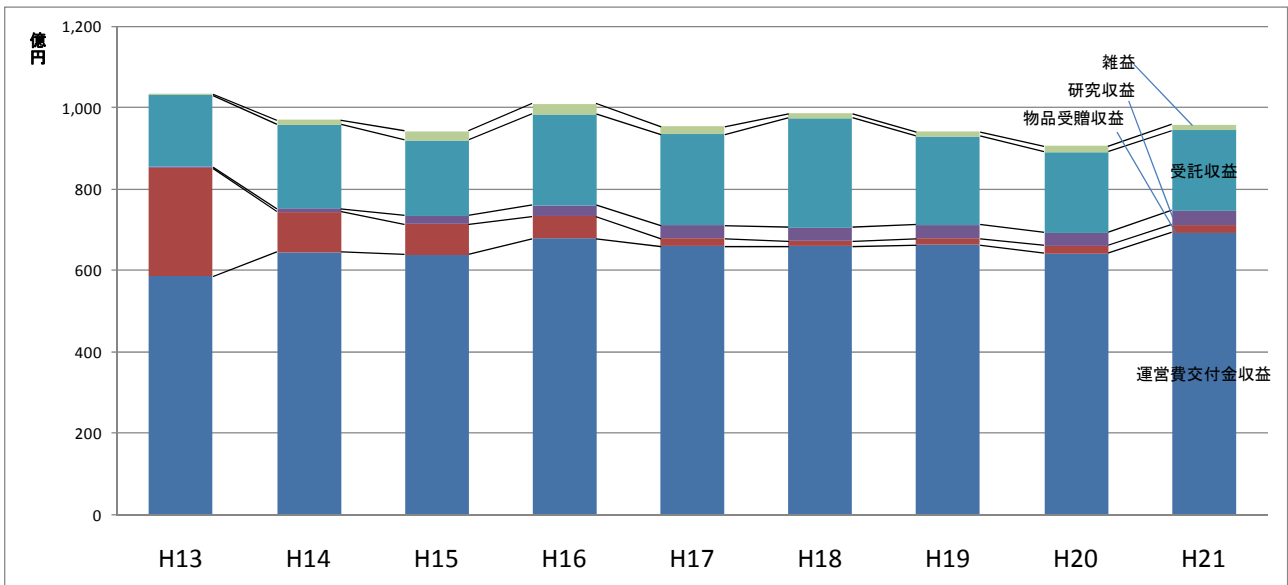


図 29 経常収益の推移

6.3 キャッシュ・フロー計算書

平成21年4月1日～平成22年3月31日		単位:百万円		
研究業務支出	△31,369	I 業務活動によるキャッシュ・フロー 12,950 II 投資活動によるキャッシュ・フロー △7,287 (固定資産の取得による支出等) III 財務活動によるキャッシュ・フロー △16 IV 資金に係る換算差額 — V 資金増加額 5,647 VI 資金期首残高 17,801 VII 資金期末残高 <u>23,448</u>		
人件費支出	△45,913			
消費税等支払額	△184			
その他の業務支出	△5,429			
運営費交付金収入	66,555			
受託収入	20,867			
手数料収入	150			
寄付金収入	38			
補助金等収入	2,313			
知的所有権収入	288			
建物及び物件賃付料	746			
消費税還付金	77			
その他の業務収入	4,811			
小計	12,950			
利息の受取額	0			
[注]金額欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数においては合計と一致しないものがある。				
		有形固定資産の取得による支出	△23,042	
		無形固定資産の取得による支出	△644	
		有形固定資産の売却による収入	2,007	
		施設費による収入	14,391	
		その他の投資収入	2	
		その他の投資支出	△2	

図 30 平成 21 年度キャッシュ・フロー計算書の概要

6.4 行政サービス実施コスト計算書

平成21年4月1日～平成22年3月31日		単位:百万円		
研究業務費	84,153	I 業務費用 <u>69,904</u> (1)損益計算書上の費用 96,285 (2)(控除)自己収入等 △26,381 II 損益外減価償却等相当額 <u>10,856</u> III 損益外減損損失相当額 <u>477</u> IV 引当外賞与見積額 <u>7</u> V 引当外退職給付増加見積額 <u>△1,516</u> VI 機会費用 <u>4,458</u> VII (控除)法人税等及び国庫納付額 — VIII 行政サービス実施コスト 84,185		
一般管理費	11,613			
臨時損失	518			
物品受贈収益	△1,928			
知的所有権収益	△333			
研究収益	△3,439			
受託収益	△19,753			
寄付金収益	△54			
財務収益	△0			
雑益	△833			
臨時利益	△40			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	318			
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	4,139			
[注]金額欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数においては合計と一致しないものがある。				
		損益外減価償却相当額	11,137	
		損益外固定資産除売却相当額	△281	

図 31 平成 21 年度行政サービス実施コスト計算書の概要

7 収入及び支出決算の概要

年度予算の区分に従って作成した「決算報告書」(通則法第 38 条第 2 項)に計上した収入と支出決算の内訳を以下に示す。

7.1 収入決算

平成 21 年度の収入決算額は目的積立金取崩額を

除き 1,143 億円であり、自己収入〔3.5 参照〕は前年度比 32 億円増加した。これは、内閣府の最先端研究開発支援プログラムへの採択等により、機関補助金収入が増大したことが主な要因である。〔7.1.2 参照〕

なお、民間受託及び資金提供型研究等を除いた公費収入の割合を試算すると、およそ 95%となる。

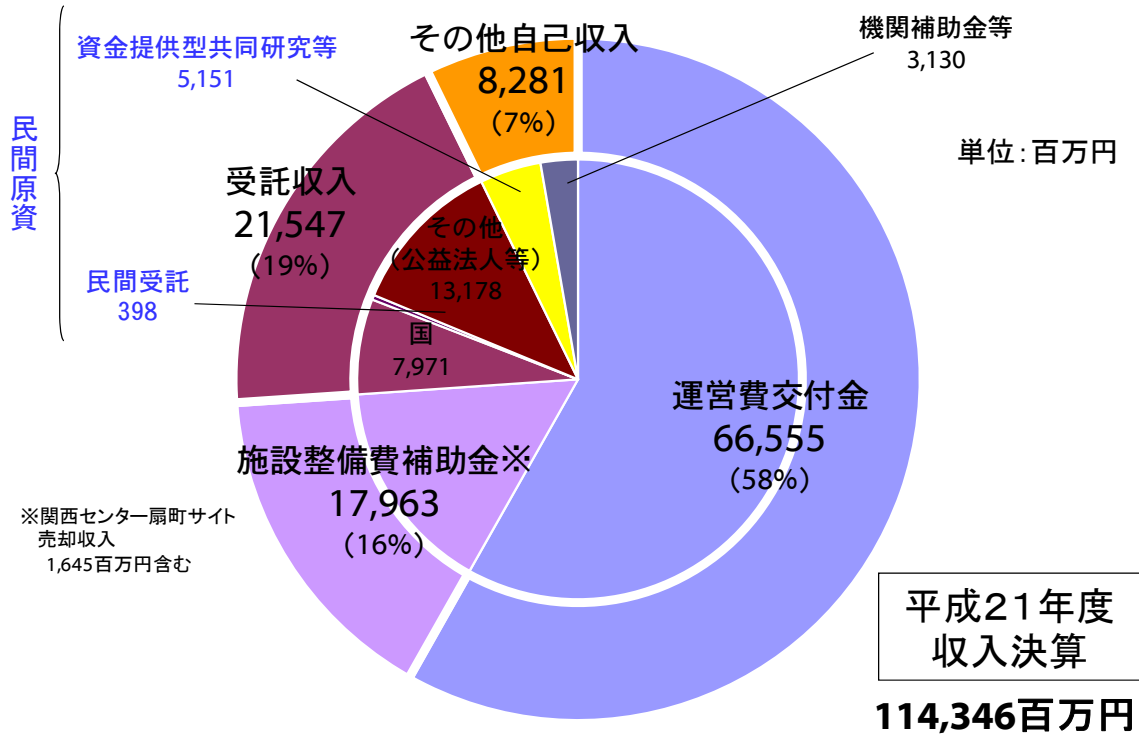


図 32 平成 21 年度収入決算額 (目的積立金取崩額を除く)

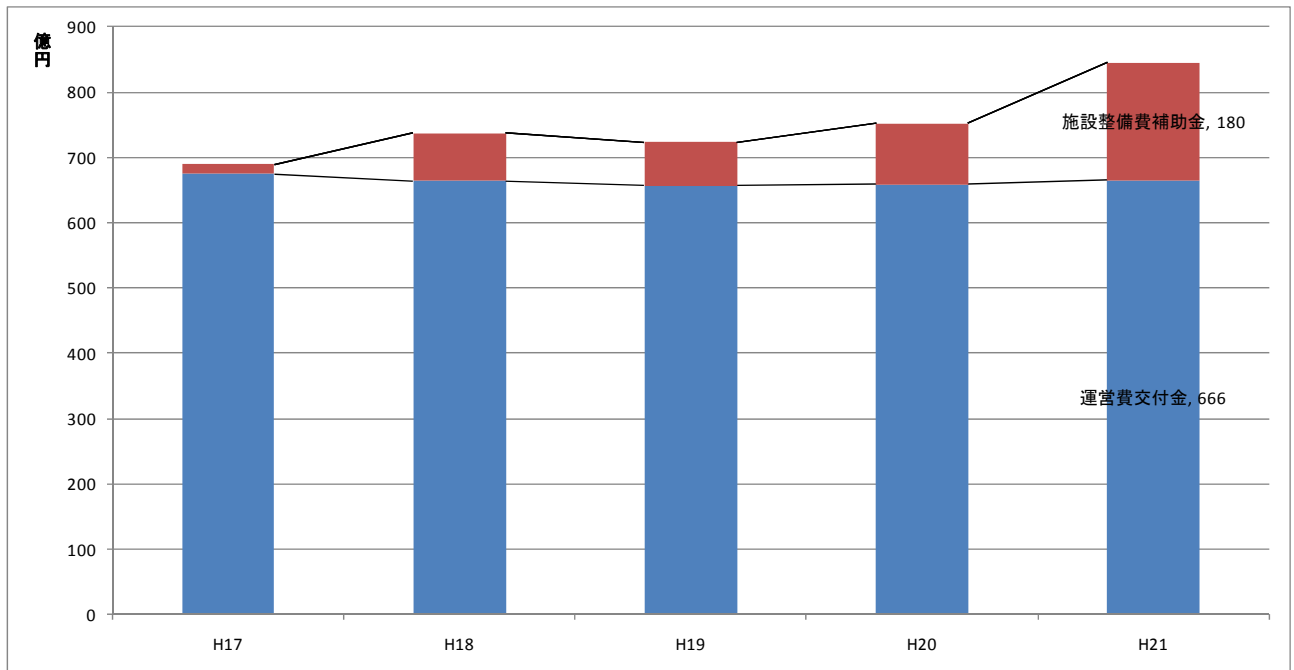


図 33 運営費交付金及び施設整備費補助金の推移 (第 2 期)

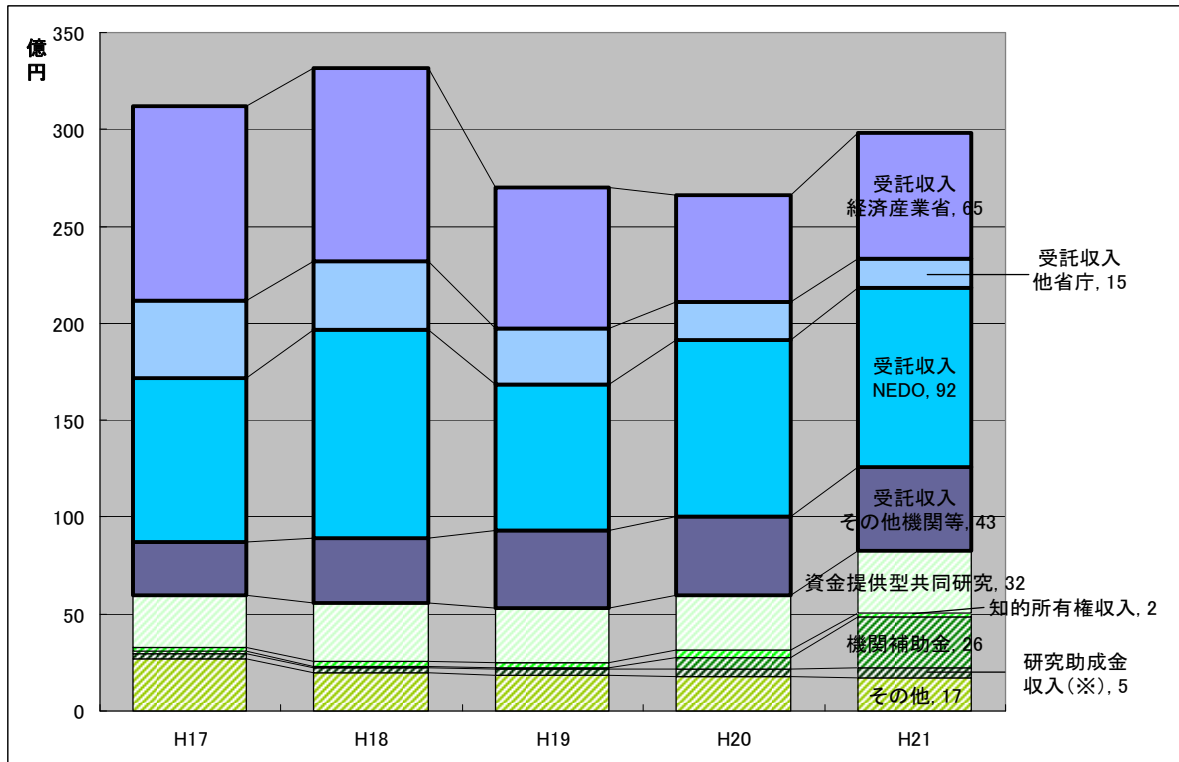


図 34 自己収入の推移 (第 2 期)
 (※ 研究助成金収入は個人助成の間接経費分)

7.1.1 受託収入

受託収入は平成 21 年度収入決算において 215 億円（19%）となった。このうち、経済産業省からの受託が 65 億円（30%）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）からの受託が 92 億円（43%）と太宗を占める。

平成 20 年度比では、経済産業省受託が 55 億円から 65 億円に増大した一方、同省及び文部科学省以外の省庁からの受託が 20 億円から 15 億円に減った結果、総額はほぼ横ばいに推移した。（図 35）

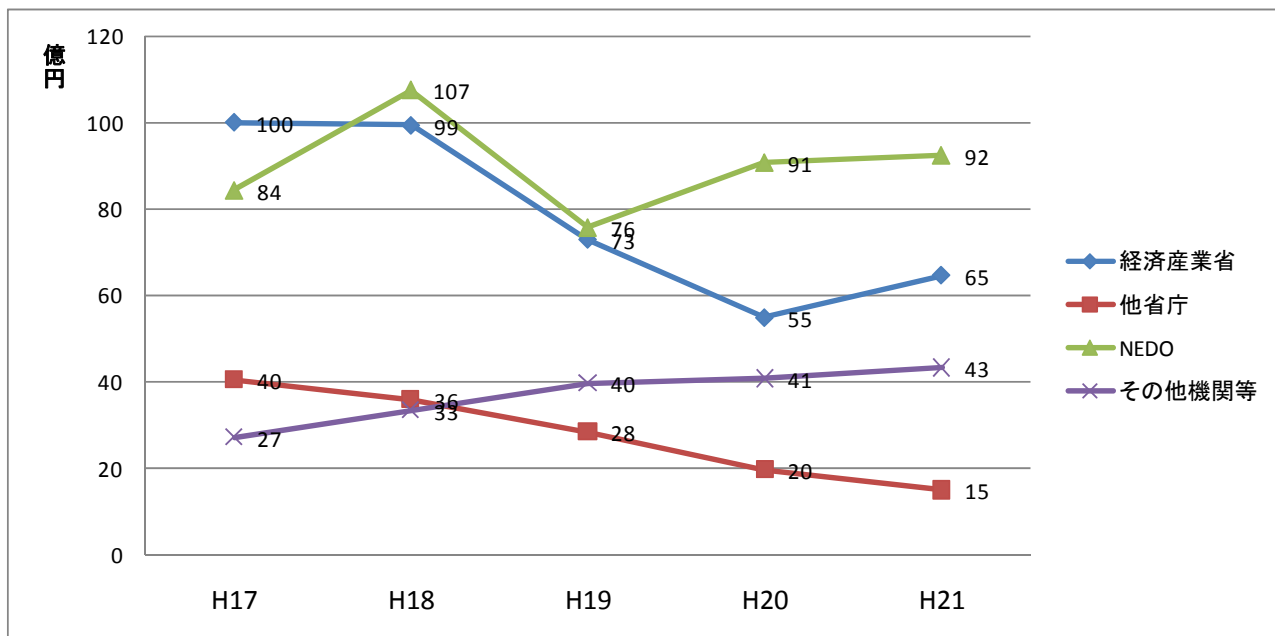
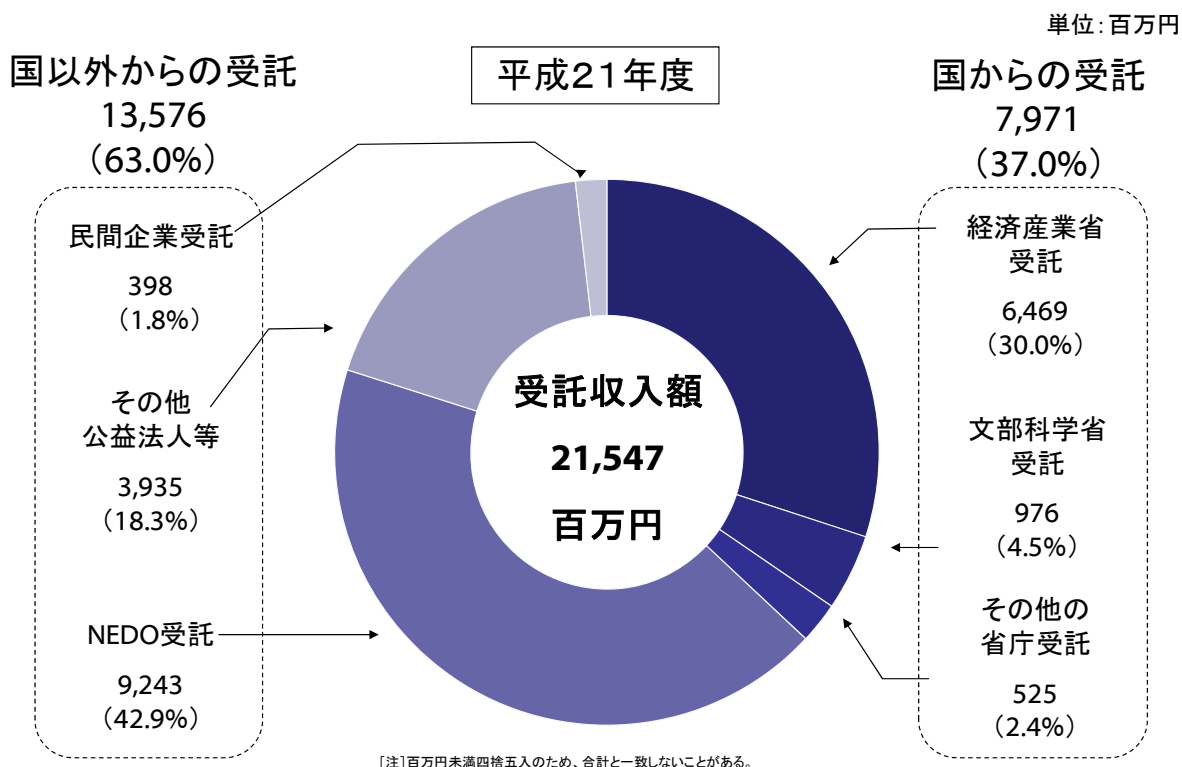


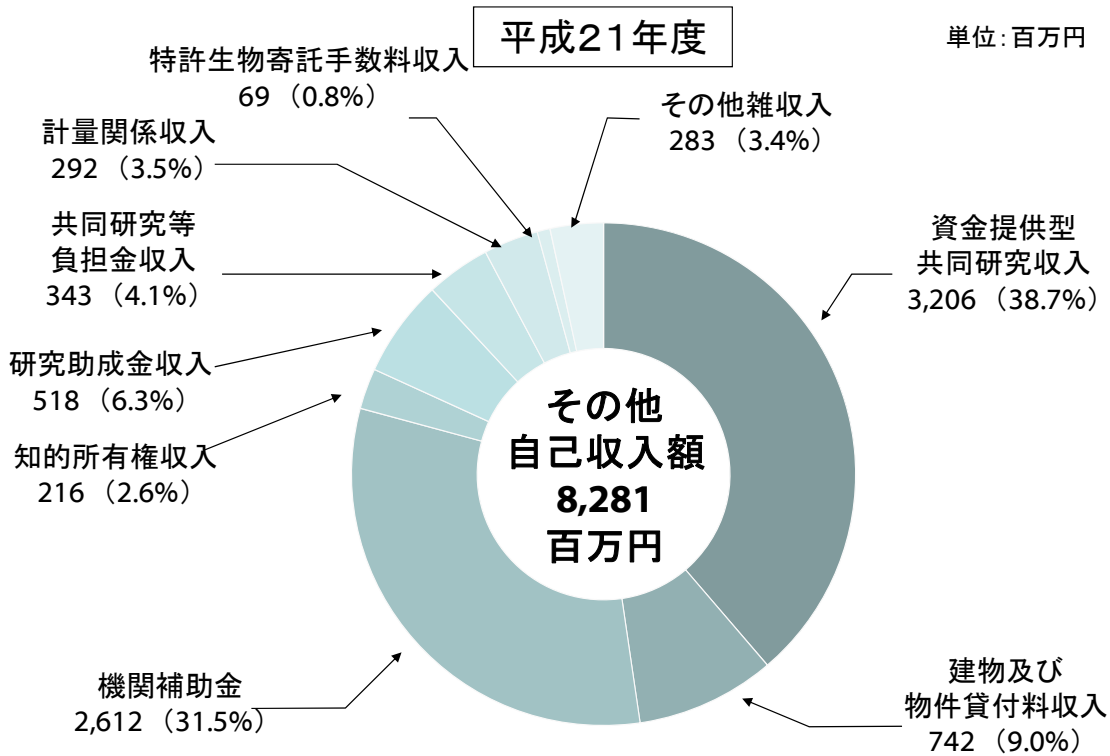
図 35 受託収入の概要及び推移（第 2 期）

7.1.2 その他の自己収入

受託収入を除く自己収入の平成 21 年度収入決算額は 83 億円（7%）となった。

平成 20 年度比では、資金提供型共同研究が 28 億円から 32 億円（39%）に増大し、最先端研究開発支援プログラムへの採択に伴い、機関補助金が 6 億円から 26 億円（31.5%）に大幅に増大した。（図 36）

なお、機関補助金とは、施設整備費補助金以外に、国等から産総研が受けた補助金を指す。また、研究助成金収入は、産総研に所属する研究者個人が受けた科学研究費補助金や NEDO グラント等の産総研への経理委任に伴い産総研が受ける間接経費を指す。



[注]百万円未満四捨五入のため、合計と一致しないことがある。

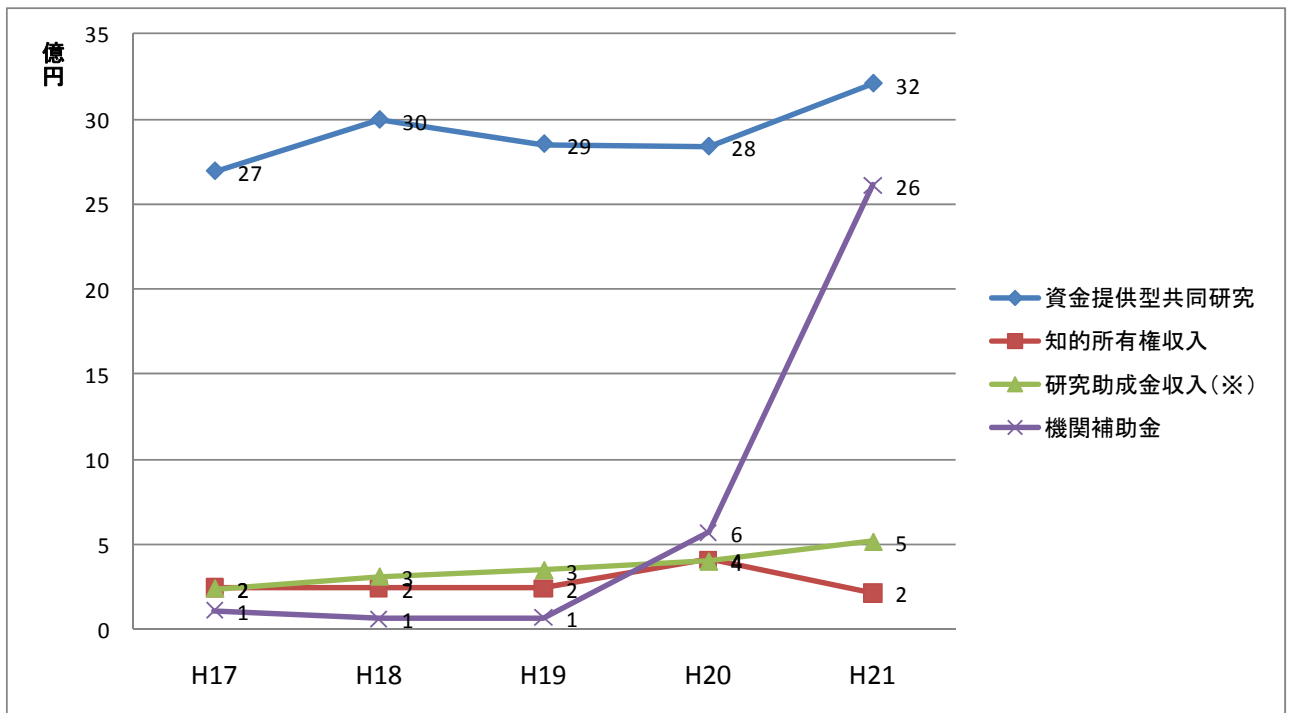


図 36 その他自己収入の概要及び推移（第 2 期）

7.2 支出決算

平成 21 年度支出決算額は 1,170 億円であり、第 1～4 号業務に係る業務経費が 675 億円 (58%)、間接経費が 116 億円 (10%) を占めた。(図 37)

平成 20 年度比では、第 1 号業務 (鉱工業科学技術研究開発関係経費) に係る支出が 424 億円から 489 億円 (42%) に増大した。(図 38)

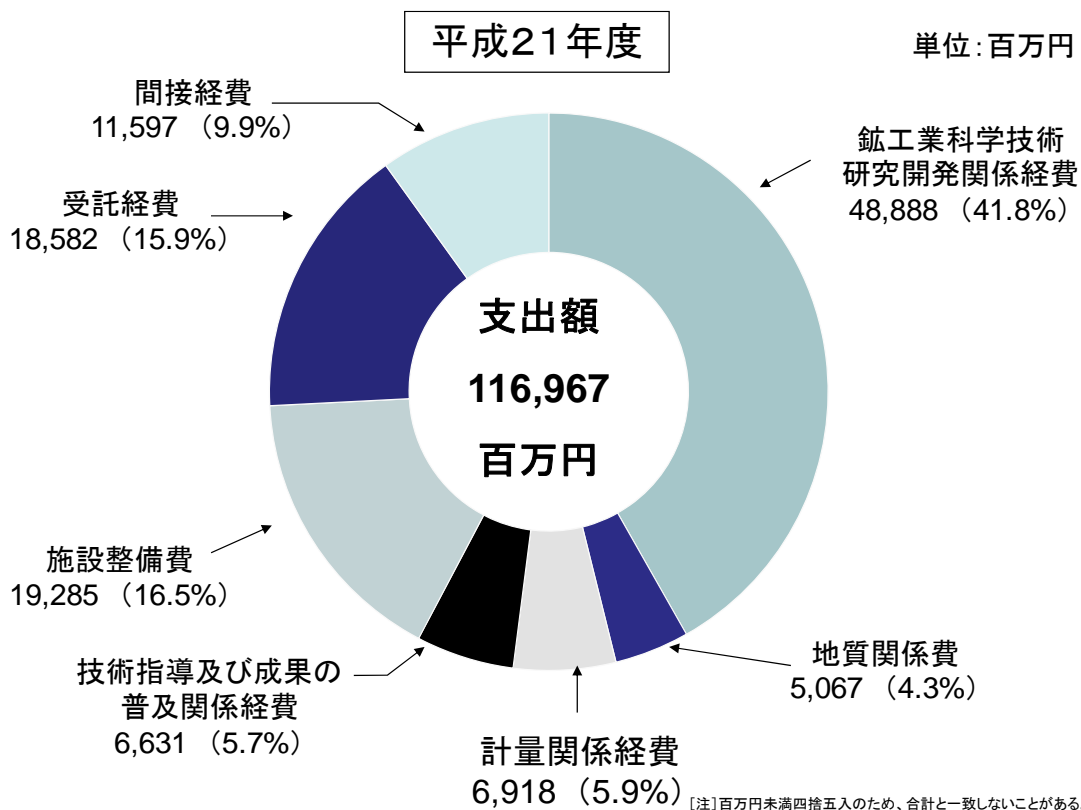


図 37 平成 21 年度支出決算額の概要

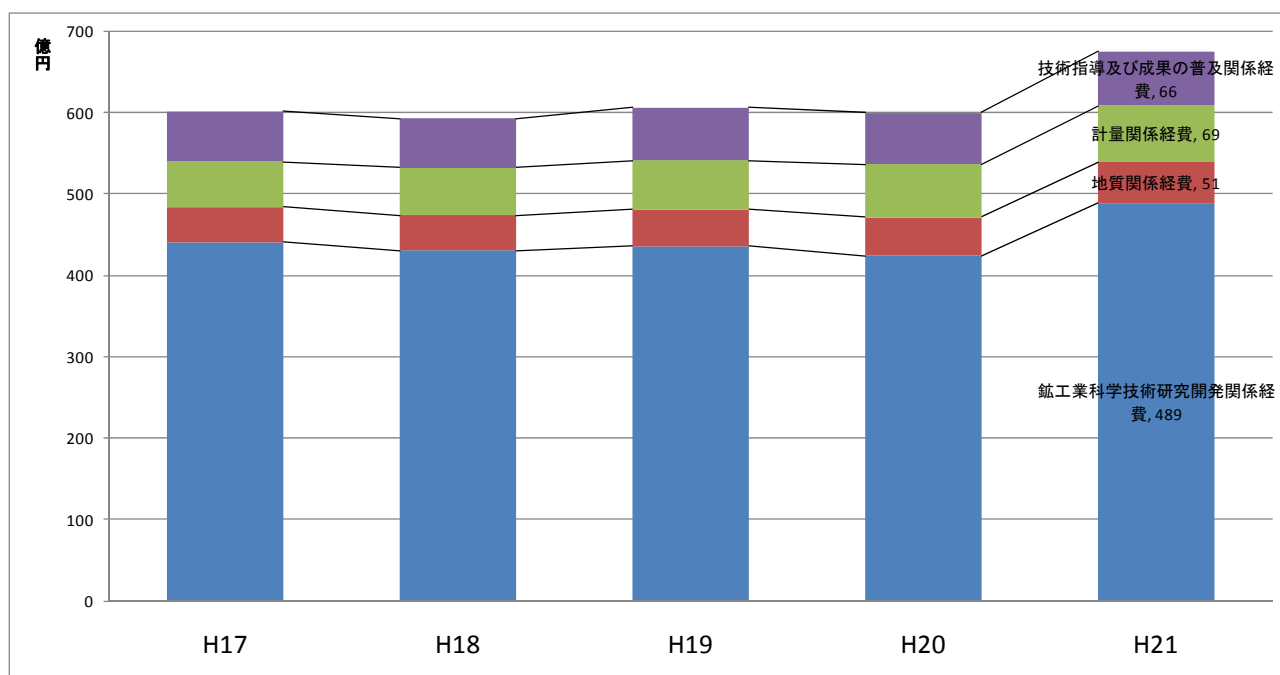


図 38 業務経費支出決算額の推移